

官報

号外
昭和六十年三月二十日

○第百二回 参議院會議録第八号

昭和六十年三月二十日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第八号

昭和六十年三月二十日

午前十時開議

第一 道路運送法の一部を改正する法律案(堀原清君外二名発議)

○本日の會議に付した案件

一、新議員の紹介

一、請暇の件

一、国家公務員等の任命に関する件
一、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下議事日程のとおり

○議長(木村睦男君) これより會議を開きます。

この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

議席第百六十二番、選挙区選出議員、福島県選出、添田増太郎君。

〔添田増太郎君起立、拍手〕

○議長(木村睦男君) 議長は、本院規則第三十条により、添田増太郎君を通信委員に指名いたします。

○議長(木村睦男君) この際、お諮りいたします。

伏見康治君から海外旅行のため来る二十四日から九日間、立木洋君から海外旅行のため八日間、それぞれ請暇の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(木村睦男君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、人事官に佐野弘吉君を、原子力委員会委員に向坂正男君を、宇宙開発委員会委員に齋藤成文君を、日本銀行政策委員会委員に川出千速君、村本周三君を、

中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君を、商品取引所審議会会長に別府正夫君を、同委員に神崎克郎君、久保田晃君、酒巻俊雄君、杉山克己君を、

鉄道建設審議会委員に上山善紀君、山田明吉君、宮崎輝君、宇野收君、大和田啓氣君、川勝堅二君、八十島義之助君、山口真弘君を、

任命することについて、本院の同意を求めています。

御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 以上、議事日程のとおり、議事録を朗読いたします。

まず、人事官の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、これに同意することに決しました。

次に、原子力委員会委員、日本銀行政策委員会委員、中央社会保険医療協議会委員、鉄道建設審議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、いずれも同意することに決しました。

次に、宇宙開発委員会委員の任命について採決をいたします。

〔賛成者起立〕

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、これに同意することに決しました。

次に、商品取引所審議会会長、同委員の任命について採決をいたします。

〔賛成者起立〕

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

○議長(木村睦男君) この際、日程に追加して、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案について提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。竹下大蔵大臣。

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、法人税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

法人税につきましては、公益法人等及び協同組合等の法人税の負担水準の現況にかんがみ、これらの法人の法人税率を二%引き上げる等所要の措置を講ずることとしております。

次に、租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

租税特別措置法につきましては、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、既存の租税特別措置の整理合理化を行うとともに、利子配当等の課税の適正化を図るなど所要の措置を講ずることとしております。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、企業関係の租税特別措置につきましては、昭和五十一年度以来連年厳しい見直しを行ってきておりますが、昭和六十年度におきましても、特別償却制度及び準備金制度等の整理合理化を行うこととしております。また、登録免許税の税率軽減措置等につきましても所要の整理合理化を行うこととしております。

第二に、利子配当等の課税につきましては、郵便貯金を含む非課税貯蓄制度の限度額管理の適正化を図るため、住民票の写し等所要の書類の提示による氏名、生年月日及び住所の告知、その確認につきましての証印制度を導入する等の措置を講ずるとともに、総合課税の対象となる利子配当等につきましても、本人確認制度の整備を図るほか、源泉分離課税制度の適用期限の定めを廃止する等の措置を講ずることとしております。

昭和六十年三月二十日 参議院會議録第八号 法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

なお、少額貯蓄等利用者カード制度は廃止することとしたしております。

第三に、技術研究開発を推進するため、試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除額に加えて、基礎技術の開発研究費用について取得価額の七割相当額の特別税額控除を認める措置を講ずるとともに、中小企業者等の試験研究費について、その六割相当額の特別税額控除を認める措置を講じ、試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除との選択適用を認めることとしたしております。

第四に、民間活力の活用等の観点にも配慮しつつ、高度利用地区等における特定の優良な再開発建築物について割り増し償却を認める措置を講ずることとするほか、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例等につき、所要の見直しを行った上、存置する等の措置を講ずることとしたしております。

第五に、法人が支払いを受ける利子配当及び割引債の償還差益につき源泉徴収された所得税額については、五年間の臨時措置として当該事業年度の法人税額を限度として控除することとし、控除し切れなかった部分の金額については、翌事業年度以降の法人税額から四年間にわたり繰り越して控除し、この期間内に控除し切れなかった部分の金額は、四年目に全額還付する措置を講ずることとしたしております。

その他、協同組合等の法人税の配当課税率の引き上げ等を行うとともに、特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度について所要の整備を行うほか、老年者年金特別控除、農業協同組合等の留保所得の特別控除、交際費等の損金不算入措置並びに揮発油税及び地方道路税の税率の特例措置等適用期限の到来する租税特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等所要の措置を講ずることとしたしております。

以上、法人税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。鈴木和美君。

〔鈴木和美君登壇、拍手〕
○鈴木和美君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質疑を行うものであります。

我が党は、かねてより財界主導による第二次臨時行政調査会が打ち出した「増税なき財政再建」の欺瞞性を追及してきたところでありますが、現実の財政改革の動きは、まさに我々が指摘したとおり、増税なき財政再建どころか、増税を毎年繰り返す、年度年度の予算編成において、単に収支帳じりを合わせるために後年度に負担を先送りし、地方公共団体へ負担を肩がわりさせるなど、財政運営の当局者としての責任を全く顧みない姑息な手法をとり続けてきました。

その結果、赤字公債依存からの脱却目標年次を昭和五十九年度から六十五年まで六年間も先送りせざるを得なくなったばかりでなく、昨年度の法改正において、見合い資産が存在しない赤字公債を借りかえることにより、その償還を六十年先にまで延ばし、現在選挙権を持たない未成年者や、これから生まれてくる赤ん坊にまで現在の借金返済の義務を負わせる羽目に追いやるようとしていたのであります。

このように、財政再建の実質上の目標をはるか将来に先延ばしし、それだけでなく、名目上の六十五年度脱却の可能性もまた極めて困難視されるに至っております。六十五年度に赤字公債の新規発行をゼロにするために一兆円ずつの赤字国債を発行額の減額を予定しておきながら、五十九年度五千二百五十億円、六十年七千二百五十億円しか減額できないのに、六十一年度以降、毎年度一兆一千五百億円もの減額が可能だと考えておられるのでありましょいか。もしできるとするならば、どのような手段を講じて実現されようとしているのかを総理、大蔵大臣にまず伺いたいのであります。

また、総理、大蔵大臣は、これまでの間、増税なき財政再建の増税なきとは、新たな税目を導入しないことであるとか、租税負担を上昇させるような新たな増取措置をとらないことであるとかの言葉を弄して、その実、大衆課税となる酒税、物産税などの間接税を初めとする増税を毎年度の税制改正において繰り返し、加えて所得税について、物価上昇に伴う実質増税に苦しむ国民の負担増加をしり目に、五十二年度以来七年ぶりにたった一回の減税を行ったにすぎず、この間の実質増税分の解消にはほとんど効果はなかったものであります。その結果、国民所得に対する国税と地方税を合計した租税負担率は、五十一年度以来一貫して増加し、六十年年度には二五・二％にも達して、昭和二十五年にシヤウブ税制がしかれて以来最高の水準となっているのであります。これをもち増税なき財政再建を言いたくするのです。

総理、大蔵大臣の見解を承りたいのであります。さて、租税負担率が継続して上昇していく状況のもとで、六十年年度の予算編成の過程において、自民党から歳出削減はもはや限界との声が高まり、これに呼応して、財政を再建するには増税しかないとの機運が財界にも生じ、これが大型間接税の導入論に結びついて、いずれの類型が云々との議論が頻繁に交わされていること自体、私はまことに遺憾であると言わざるを得ません。歳出削減限界論を容認し、近い将来の増税、それも大型間接税の導入による財政再建を考えようというのであれば、もうこれにて行革は完了した、

た、今後は財政収支を均衡させるための増税時代の到来であるとも言うのでありましょいか。税制の抜本的改革とは、現行税制に存在する不公平、不公正を是正し、国民が納得して納税できる環境を整備するための真剣な努力をこそ払うべきではありましょいか。

税収が不足するからといって、国民が知らず知らずのうちに徴収される、しかも巨額の税収を上げることでできる大型間接税をというものは、余りにも無責任であり、短絡化した考え方と言わざるを得ません。しかも、これまでの国会論議での総理、大蔵大臣の大型間接税についての答弁は、両者に食い違いが見られるだけでなく、時によってはその方向らしきものが願望になったり、全く不明瞭であります。総理、大蔵大臣の明確な御所見を求めます。

また、最近総理は、公平、公正、簡素、選択に活力を加えられているようでありますが、大型間接税はいずれの類型をとってみても物価を上昇させ、デフレ効果をもたらすという民間の研究結果が明らかになっていることから見て、大型間接税を導入して我が国経済に活力が得られるものとは決して思われないのであります。経済企画庁長官にもこの際お尋ねをしておきたいのであります。次は、現行税制の改正についての問題であります。

財政運営のみならず、税制改正の中にもその場限りの措置がとられていることを指摘せざるを得ません。その特徴的なものを挙げれば、五十九年度の改正で実施した二年間の臨時措置としての法人税率の引き上げは無論のことですが、法人税の欠損金の繰り戻し還付制度の二年間の適用停止や、本年度の法人税における所得税額の控除不足額の還付に関する五年間の特別措置などは、次年度以降の法人税額で繰り越すことにより、後年度の法人税収に影響を与える措置であります。その場しのぎの増取措置では決して歳入増進の見直しにはつながらないのであります。総理、大蔵大臣

の所見を伺っておきます。

次は、今国会でシャープ勧告以来の税制見直しを総理は高らかに挙げておられますが、我が国税制は、今日まで直接税中心主義をとり、所得税をその中心に据えています。直接税に占めるウェイトが七割を超えていることから、間接税のウェイトを高めようという方向が出されています。しかし、所得税は税収確保と同時に所得再分配機能を持つております。そのためには、すべての所得を総合課税とすること、超過累進課税であること、最低生活費を非課税とすることの三点が守られることが必要であると考へます。

ところが、昨年の所得税制の改正では、最低税率を引き上げて最高税率を引き下げたという措置をとり、さらに有価証券などのキャピタルゲイン課税にも全手がつけられておりません。そこにまた逆進性の強い大型間接税の導入が意図されております。

このように見てきますと、所得税を基幹税として位置づけていくとしながらも、その実体は、所得税中心主義を放棄し、所得税制の持つ機能をも否定しようという方向が見られるわけであり、総理、大蔵大臣の見解を承りたいと存じます。

法人税については、今次改正では、昨年の一%の臨時税率に加えて公益法人等及び協同組合等の税率を二%引き上げています。確かに税調答申では一般法人との税率格差などの観点から税率引き上げを求めています。二年間続けて税率を引き上げることは安易に過ぎると言わなければなりません。

我が国の法人税制は、基本的には法人擬制説の立場をとり、例えば配当については配当控除制度、配当税額控除制度及び受取配当金不算入制度を設け、二重課税の調整の仕組みをとっています。しかし、現行の法人税の仕組みについては従来からもう問題が指摘されているところであり、法人税が転嫁するといふ問題を含めて、そ

の具体的な検討こそが課題となっているのであります。政府がなすべきことは、財源対策としての法人税率の引き上げではなく、法人税が抱える基本的問題の解決でなければなりません。

また、貸倒引当金の繰入金引き下げについてはその実施が見られたものの、従来から見直しが指摘されてきた退職給付引当金の累積限度額の引き下げは財界からの強い圧力によって見送られたこと、退職給付の法的保全措置について何らの方策も講じられていないことについて、政府の見解も伺っておきたいのであります。

次は、利子配当課税についてであります。

今改正では、三年間その実施を凍結していたグリーンカード制度を廃止し、郵便貯金を含めた非課税貯蓄の適正化を図るため、一定の書類による本人確認に基づいて非課税限度額の管理をするということにしています。グリーンカード制は、本人確認による課税貯蓄の総合課税化と非課税貯蓄の限度額管理を目的としたものでありますが、今回の措置では、その実効性の点では極めて疑問と言わざるを得ません。

さらに問題となるのは、政府が利子配当所得に対して長年言い続けてきた総合課税化をたった一度の税調の報告で百八十度転換し、源泉分離課税を恒久化していることでもあります。

脱税所得や課税漏れ所得が流れ込む先は金融資産であり、この金融資産収益に適正な課税を及ぼすことがまさに公平な税制と言えらるべきであります。そのために、分離課税などの特例制度は廃止し、総合課税化を図るべきであります。もはやその意思はないのかどうか、政府の見解を明らかにしていただきたいのであります。

さらに、政府は、税の不公平の最たるものとして常識化しているクロヨンという現存する所得把握の格差を今日まで決して認めようとしていませんでした。しかし、税務統計からの納税者比率を初めとして各種の調査、統計からは、源泉徴収されるサラリーマンと申告所得者の格差は縮小する

どころか、むしろ拡大の傾向にあるのが実態であります。そのため、毎年税制を審議する大蔵委員会で各党全会一致で適正な所得の捕捉、いわゆる執行上の不公平を是正するための税務職員員の増員確保を決議しておりますが、その実はなかなか上がっていません。公平な税制を確保する観点からも、その方策を真剣に、より具体的に考える必要があると思いますが、政府の見解を伺っておきたいのであります。

最後に、昨年度七年度に所得税減税が行われ、それによって国民の税負担が減少したかといえ、決してそうではありません。そして六十年代においても、野党各党の強い減税要求に対しても政府は財政事情を盾に断固として認めようとはしませんでした。総理は大型間接税導入の前段としての所得税減税実施の意向を明らかにしています。それが決して減税したことにはなりません。私がこれまで指摘した税の不公平はほんの冰山の一角であり、現行税制に存在する各種の不公平な税制を是正すれば、政府が躍起になっている大型間接税を導入せずに財政再建への方途が見られると強く確信し、かつまた所得税減税実現を再度強く求めて、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣(中曾根康弘)登壇、拍手】
○国務大臣(中曾根康弘) 鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

第一問は、財政と今後の公債減額の問題でございます。

六十年代予算におきましては、一般歳出を五十八年、五十九年度に引き続きまして三年連続で対前年度減額をするという思い切った措置を行いつつ、行革の目的達成に努めているところでございます。そして、公債発行額の一兆円減額も達成したところでございます。

六十五年度までに特例公債依存体質から脱却するという努力目標の達成は容易ならざる課題ではございますけれども、今後、歳入歳入構造の全般的な見直し、あるいは税外収入の確保、あるいは

経済政策の弾力的運用、これらのことを通じましてぜひとも達成したいと思っております次第でございます。

次に、租税負担率上昇と増税なき財政再建との関係の御質問でございます。

近年の租税負担率の上昇は、基本的には景気回復に伴う自然増収によるものが多いのでございます。なお、負担率の上昇分の中には税制改正による部分もございまして、それらは税制の公平化、適正化を推進する見地からなされる税制の見直しの結果生じる増収であります。いわゆる臨調答申の増税なき財政再建の理念はあくまで我々は守つてまいりたいと思っておりますが、この意味は、臨調におきましては、当面の財政再建に当たっては国民所得に対する租税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を原則としてとらない、こういう定義づけがありまして、この範囲内におきまして我々は実行しておるところなのでございます。

次に、税制改正のねらいが大型間接税の導入ではないかという御質問でございます。

我々が考へております根本的な大きな税制改革というものは、シャープ税制が施行されて三十五年になります。この間におきまして、幾多のひずみや、ゆがみや、あるいは不公平感、課税重圧感というものが一部あるいはかなりの部分に生じていることも事実でございます。そのような観点から、公平、公正、簡素、選択、活力という基本的考えに立ちまして、これらの是正を目的に行いたいと思つて、むしろこれは財政再建や増収を目的にするものではなくして、所得税や法人税等の減税を実施して、国民の満足感を充足させたいという希望に燃えて行わんとしておりますのでございます。

これらの具体的内容についてはいまだ政府税調等に諮問したいと思つておりますが、まだ時期は未定でございますし、また税制改正の内容につきましても、政府としては白紙の状態でおるの

昭和六十年三月二十日 参議院會議録第八号 法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

でございす。
次に、法人税の増収措置についての御質問でございす。

昭和五十九年度改正の延納制度の廃止、欠損金の繰り戻し還付の停止措置及び今回の改正の利子配当等にかかわる所得税額の控除等の特例は、御指摘のように改正効果の多くは改正初年度に限られるものではあります。いづれも厳しい財政事情のもとで社会経済情勢の変化に即して行われた見直し、あるいは財政をこれ以上悪化させないためのやむを得ない措置であると心得ております。
なお、従来より、歳入の徹底した見直しとあわせまして、税負担の公平化、適正化を推進する見地から、法人税を含め税制の見直しに努めてきておるところでございす。

その次は、いわゆる所得税中心主義に関する御質問でございす。
税制調査会の中期答申におきましては、所得税については、その課税ベースが極めて広く、また国民の負担能力に最も適応した租税であり、所得の再分配にも寄与し得る等、他の税に比べてすぐれた特色を持っているとして、今後とも我が国の税体系において基幹的地位を占むべきものであると指摘されておるところであります。

ただ、税制の持つ所得再分配機能を論ずる場合には、単に個々の税目についてそれが果進的か逆進的かを論ずるのではなく、税制全般としてのバランスあるいは税の機能等を考へべきことでありまして、特にこの問題については、社会保障支出等の歳出面を含めた財政全体としての効果もあわせて考えることが適当でございす。

いづれにせよ、今後国民各層、各方面の御意見を伺いながら、必要な見直しは税制調査会において行われるものと思ひますが、我々は、いわゆる一般消費税(仮称)あるいは取引高税、あるいはいわゆるEC型付加価値税におきまして、いわゆる多段階、網羅的あるいは投網をかけるような体制のものを行う考えはないということを申し上げて

おる次第なのでございす。
次に、所得税減税についての御質問でございす。

先般、与野党の幹事長・書記長会談におきまして取り決められました合意につきましては、その手続が進められ、結果が出ました際には、これを政府としても尊重してまいりたいと思ひ次第でございす。

○国務大臣(竹下登君) 総理からお答えがございす。
また、六十五年度赤字公債償還のための国債減額、そして六十六年度以降の毎年度の仮定計算にありまして一兆一千五百億の減額、この問題について御意見を交えての御質問でございす。

今年一兆円減額を達しましたということは、これは、この努力が将来へ向かつての公債費負担の重圧を少しでも軽減していくことになるのではないかと、いふふうに基本認識を持ってございす。それで、仮定計算例に示しておりますように、それこそ六十六年三兆七千億、六十七年四兆九千億、六十八年五兆七千億、こういふ要調整額が出ておるわけでありまして、これはまさに仮定の計算に基づくものであります。これは、六十五年度までに脱却するという努力目標の達成というのには容易な

らざる課題であるという事実認識はございす。しかし、財政改革の推進は、我が国経済社会の将来の安定と発展にとって避けて通ることのできない国民的課題でございすので、今後ともこれに全力を挙げて取り組んでいかなければならぬ。したがって、毎年度の公債発行額につきましては、毎年毎年の予算編成において決定されるべきものでございすので、あらかじめ固定的にこれを考へるということとは必ずしも適切であるとは考へておりません。

それから次の問題は、国民所得に対する租税負担率、総理からもお答えがございすしたが、この

いわゆる租税負担率の上昇は、基本的には経済成長に伴いますところの自然増収によるものであります。また、負担率の上昇分の中には税制改正による部分もございす。これは、いわゆる税制の公平化、適正化を推進する見地からなされる税制の見直しの結果として生ずる増収であるわけでありまして、したがって、臨調でございす増収、これに当たります増収は財政再建に申します増収、これに当たりますことではないというふうに理解をいたしております。

次が、税制の不公平、不公正は正への願望を無視して大増税への道を開こうとしておるのではないかと、いふ御意見を交えての御質問でございす。

社会経済情勢の変化によりまして、いろいろな問題が我が国の税制には指摘されるようになってきております。そこで、まさに幅広い視野から税制全般にわたる改革をこれからの課題として検討することが必要だといふ基本的考え方ではございす。総理からもたびたび申しておりますように、公平、公正、簡素、選択並びに活力、こういう基本的な考え方を示しておりますように、これはまさに国民的な課題として取り上げようということにございす。これから税制調査会を中心として、国会の議論等を正確にお伝えし、国民各層、各方面の広範な議論を踏まえながら検討していくべき問題であると考へております。それだけにやはり現段階で予断を与えるような議論は可能な限り差し控えておるといふのが実情でございす。

それから五十九年度の税制改正の延納制度、あるいは欠損繰り戻し還付停止措置、これらに対する御意見を交えての御質問でございす。これは総理から申されましたように、改正の効果の多くは改正初年度に限られたものでございす。社会経済情勢の変化に即して行われた見直し、あるいは財政をこれ以上悪化させないためのやむを得ない措置であるというふうに御理解をいたした

二二八

たいというふうに考へております。
それから、所得税の税率構造をなだらかにするという問題と、いわば間接税の持つ逆進性の問題、これらに対する御質問がございす。

所得税というのは、シャウプ税制以来、今後とも我が国の税体系における基幹税という立場であるといふふうにたびたび申しておりますところでもございす。ただ、税制の持ちます所得再分配機能を論ずる場合には、したがって、単に個々の税目についてそれが果進的であるとかあるいは逆進的であるとかを論ずるだけでなく、税制全体として考へるべき問題である。なかなか、社会保障支出等の歳出面も含めた財政全体としての効果を前提に置くべきものであらうというふうに考へるわけにございす。

それから法人税の問題につきまして、いわゆる受取配当益金不算入制度及び配当控除制度は、個人株主の配当控除制度とともに、配当に係る法人税と所得税との間の税負担を調整するための仕組みでありまして、これを企業に対する優遇税制と考へるのは、今鈴木さんもおっしゃいましたように、法人擬制説の立場等からいたしまして適当ではない。このようない負担調整の仕組みにつきましては、税制調査会の中期答申も当面その骨格を維持することが適当であるとされておるところでもございす。

次が、退職給付引当金あるいは退職給付の保全措置等の問題でございす。
退職給付引当金の累積限度額につきましては、五十五年度改正におきまして期末退職給付の要支給額の五〇%から四〇%に引き下げたところでありまして、そのあり方については、今後とも引き続き検討を続けてまいりたいと考へております。退職金の支払い請求権の保護の問題は、これは民法や労働関係法規等も含めた総合的な見地から検討すべき課題であらうというふうに考へております。

その次が、非課税貯蓄の問題についてでござい

ます。

今回の改正において譲することとされておりますが、公的書類の提示により本人確認等の適正化措置は、現在実際に機能している制度に比べますと、本人確認制度の厳正化を中心かなり思い切ったものとなっております。これらの実施に伴いまして、郵貯やマル優の限度管理の適正化が図られることになろうというふうに考えております。

それから源泉分離課税制度の存置の問題でございます。

源泉分離課税制度は、各種の議論を踏まえまして、六十年代答申には「源泉分離課税制度を併置することは、利子・配当所得の特異性を考慮すれば、実質的な公平を確保する見地から十分評価されてよい、あるいはやむを得ない」とされたところでございますので、この答申の趣旨を踏まえて、この制度は存置することとしたものでございます。

その次が、税執行上の不公平は正についての御意見を交えての御質問でございます。

たびたび大蔵委員会等におきまして、いわゆる税務職員の増員問題に対しての応援の御決議をいただいておりますことは、大変心強く感じておるところでございます。国税職員の増員について、その業務の重要性に加えて、歳入官庁としての性格にかんがみ、厳しい定員事情の中にあつて特段の配慮がなされてきております。六十年代予算案におきましても、国税庁においては、税務署第一線部門の強化を中心に五百六十六人の増員、定員削減で五百五十五人と、差し引き純増は十一人ということになっております。今後とも御支援にたえて、これは厳しい財政事情のもとではございますが、一生懸命努力していかねければならぬと、重ねての御支援を感謝申し上げます。

次が、いわゆるそういう税制の是正によつて新税、大型間接税の導入なしに財政再建ができるで

はないか、こういう御質問でございます。

歳入歳出はいわば車の両輪であります。したがって、歳入歳入両面にわたる抜本的な見直しが必要とされております。我が国の現行税制については、今日各方面から種々の問題が指摘されるに至つております。こうした状況にかんがみまして、政府としては、先ほど申しましたような公平、公正、簡素、選択並びに活力、こういう観点に立つて、社会経済情勢の変化に即応する税制のあり方について、まず広範な角度から検討を行う必要があると思ひます。

不公平税制という言葉は、これは人によつて主観的にさまざまの意味を持つて使われますが、現行税制における種々の措置はそれぞれ必要があつて設けられたものでございます。そもそも国会で議決していただきました税制の中に不公平税制があるということ、私も言える立場にはございません。が、例えば租税特別措置、こういうものにつきましても、いわば経済社会の推移に応じて見直しを行つていかなければならぬし、観念的に存在しますクロヨンでございますとか、そうした問題につきましても、絶えず留意を払つていかなければならぬ問題であるという意識を持つております。

それから六十年代における所得税減税の問題でございますが、所得税減税問題については、経済情勢を勘案しつつ、政調・政審会長会談において引き続き鋭意かつ誠意を持って検討を進めるという内容のお話が自民党幹事長からあつたことは十分承知しております。政府としてもこれを尊重していききたい、このように考えております。

以上で鈴木さんに対するお答えを終わります。

(拍手)

〔国務大臣金子一平君登壇、拍手〕
○国務大臣(金子一平君) 鈴木さんからの御質問は、大型間接税の導入の影響はどうかということでございますが、一つには、具体的にどのような態様のものを導入するかまだ決まっております。

ん。また二つ目には、直接税、特に所得税を中心にしたその他の税のあり方がどうなるのか。それからまた三つ目には、導入に伴つて歳出面でどんな措置が講ぜられることになるのか。こういった要因に大型間接税の導入の影響が大きく左右されると考えますので、一義的なことをこの際申し上げるのは困難かと存じます。

ただ、御指摘のように、一過性ではございまいし、物価上昇をもちたすことは事実でございしますけれども、逆にまた直接税、特に累進性の高い所得税の軽減とを組み合わせて行うことができれば、所得と消費の双方から租税力を捕提することになるのみならず、課税の公平、公正を期することになると思ひます。

しかし、いづれにいたしましても、総理のたびたびおっしゃつていらっしゃる公平、公正、簡素、選択及び活力という観点に立つて、税制全般につきましても、今後税制調査会を中心に広範な角度から議論が行われることを私どもとしては期待しております。以上でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 桑名義治君。

〔桑名義治君登壇、拍手〕

○桑名義治君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質疑を行うものであります。

総理は、総理就任後、臨調の言う「増税なき財政再建」をにのしきの御旗に、六十五年度特例公債脱却を掲げ、増税なきことと国民の租税負担率の上昇を来さないことであると再三警告をされました。しかし、その実情はどうでしょうか。租税負担率は総理の言葉とは裏腹に毎年上昇しており、六十年代には二五・五%にも達する見込みであります。政府もこの矛盾に気がついたのかどうか、

最近では専ら財政改革という言葉にすりかえていようであります。もはや増税なき財政再建というのには単なるスローガンにすぎないと言えましよう。

また、ここ数年、ゼロシーリングやマイナスシーリングにより、見かけ上は歳出を抑制、国債の発行額も減少させてきてはおります。しかし、その実態は、後年度に負担を先送りしたり、地方財政に負担を転嫁したりするなど、いわばその場しのぎの財政運営であり、そのことは、財政が本来果たすべき資源配分の調整、所得の再分配、景気の調整という三機能が全くといっていいほど機能していないことからも明らかであります。総理は、この場面に及んでもなお増税なき財政再建が可能と考えているのでしょうか。また財政が果たすべき機能は既に放棄したと認識しているのかどうか、伺いたしたいと思います。

さらに、大蔵大臣は、租税負担の公平、適正化の観点からの税制見直しは臨調答申にも述べられているので、検討の結果、租税負担率が上昇しても財政再建に反しないとの意見を述べているようであり、もしそれが真意なら、今日までの増税なき財政再建、すなわち国民に増税せずと言いつつ一方で税負担の増があつてよいと言うのは国民は納得しないと思ひます。この点を明らかにしていただきたい。

次は、税制改革についてであります。総理は、戦後税制の抜本改革というキャッチフレーズを掲げ、その方向としては公平、公正、簡素、選択に加えて活力という原則を挙げていますが、具体的に総理の主張する税制改革のねらいがどこにあり、どこをどう改革しようとするのか、必ずしも明確にはなっておりません。私も予算委員会等で主張いたしましたように、今なすべきことは、勤労所得者その他の事業所得者との間に存在する所得把握度の是正、資産性所得を含めた総合累進課税を推し進めることであり、このことが実現されない限り、たとえ直接税のウェイトが現

昭和六十年三月二十日 参議院會議録第八号 法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

行の七三から六〇に下がったといつても、税制のひずみは解消したことになるのであります。この点の総理の認識及び公平確保の具体的方策を明らかにしていただきたいのであります。

また、純粋に税体系として、現行の直接税偏重が好ましいことではなく、間接税へのウェイトを高めることが望ましいというのなら、増税すなわち大型間接税の導入という概念がそこに出てくることはむしろおかしなことであり、政府の今日までの答弁から大型間接税導入の意図が見える以上、総理、大蔵大臣が金が足りないために税制改革をするのではないとどんなに弁明してみても、全く説得力はないのであります。本日の税制改革のねらいは増取措置にあるのではないかと推察するのであります。一体どうなのか、見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

さらに、国会審議の中で、大型間接税の定義なり態様等について政府の考え方がカメレオンのごとくくるくる変わるのはいささか問題なものでしょうか。我が党の矢野書記長の質問に対する「多段階、包括的、網羅的、普遍的で大規模な消費税を投網をかけるようなやり方は中曽根内閣としてはとりたくない」との答弁は、EC型附加価値税や五十四年の国会決議に基づいて導入が国民によって否定された一般消費税を含めた大型間接税のすべてを中曽根内閣では導入しないと受け取ることが当然であり、言葉の遊びでいたずらに国民を惑わすことは決して許されるべきではないと思ひます。総理、大蔵大臣の明快な答弁を求めるものであります。

法人税率については、昨年、二年間の措置として普通法人は一・三%、公益法人等は一%の臨時税率の引き上げを行い、本年さらに公益法人等や協同組合等の税率を二%引き上げようとしております。そこには法人税が基本的に抱える諸問題を何ら解決しようとする姿は見受けられず、単に財源倒引当金の法定繰入率の引き下げも一部は予定し

ているようでありますが、その貸し倒れ実績率から見ればまだまだ不十分であり、それ以外の引当金、準備金の見直しもほとんどなされてはおりません。さらに受取配当益金不算入、配当課税税率のあり方等解決すべき点を放置したまま公益法人等に税率の引き上げを求めることは納得できません。総理、大蔵大臣の見解を伺いたい。

続いて、利子配当課税についてであります。今次税制改正案では、この十二月末に三年間の凍結期限が到来するグリーンカード制を廃止し、それにかわる措置として非課税貯蓄の限度管理のための本人確認を行うこととし、あわせて現行の源泉分離選択課税制度など、三大不公平税制の一つと言われてきた特例制度を維持するのみならず、特例制度の期限の廃止までをうたっているものであります。このことは、特例措置を恒久化することを意味し、利子配当所得に対して貰かるべき総合累進課税をみずから放棄する以外の何ものでもありません。さらに非課税貯蓄の限度管理も、単なる金融機関等の窓口での本人確認だけではその実効性に疑問を持たざるを得ず、基本的に求められている課税の公平性が失われようとしていることは明らかであります。

本来、利子配当所得は、給与所得等の勤労性所得に比べ不労所得としての性格が強いものであり、今次改正によって特例制度を維持、恒久化する結果、総合累進課税を受けるのは勤労所得だけという極めてアンバランスな姿になってしまふことは決して容認できるものではありません。政府は、もはや利子配当課税の特例制度は不公平税制の一つではないというように方針を転換されたのでしょうか。さらには、総合課税化は断念されたのでしょうか。お伺いしたいのであります。

我々は、今回のような不公平を助長するような措置は決して認めることはできませんし、非課税貯蓄の限度額管理も十分その効果を上げ得るとは到底考えられないのであります。利子配当課税の特例制度の廃止を含めて利子配当課税を見直す

意思があるのかどうか、総理並びに大蔵大臣に伺いたいのであります。

最後は、税務執行についてであります。毎日のように新聞紙上に脱税や所得の課税漏れの記事が載るたびに、一〇%所得を把握されているサラリーマンを初めとする善良な国民の怒りは増すばかりであります。総理は昨年、国内の視察に何回か出かけたようでありましたが、果たして税に対する国民の声を聞いたことがあったのでしょうか。例えば、納税者割合は給与所得者が約十割であるのに対し、自営業者は五割、農業所得者は三割であります。また、この十年間の所得税収の伸びは、申告所得者による分が二・〇五倍に対して給与所得者は三・四四倍にも伸びているのであります。

総理が真に公平な税制を求めるなら、その具体案をここに提示すべきであります。限られた人員で税務行政に携わっている職員の努力はそれなりに認めますが、現在の職員数では、法人では十年に一回、個人事業者では二十五年に一回という実地調査しかできず、その不公平感も解消されません。そのためには、国税と地方税別々に行われている徴税行政の一元化なり、より一層の協力体制を進めるとともに、国税職員の増員も必要であると思ひます。大蔵大臣並びに自治大臣の前向きな答弁をお伺いしたい。

さらに、経済の国際化に対応して、我が国企業への外国税額控除の乱用や現行税制の不備に乗じた租税回避行動等もともに増加してきております。これらの不正な行動に対して今後どのような対処していけるのか伺っておきたい。

今やねばならぬのは、税制改革に名をかりた大型間接税の導入ではなく、不公平税制の抜本的改革でなければならぬことを強く申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(中曽根康弘) 桑名議員にお答えをいたします。〕

まず、増税なき財政再建はスローガンではないかという御質問でございます。

我が国を取り巻く財政事情は極めて厳しいものがある上に、国際化時代あるいは高齢化社会時代等を迎へて、今後とも財政改革を強力に推進して、その対応力を図っていく必要があります。その意味におきまして、歳出面におきましても、政府と民間の役割分担並びに国と地方の機能分担、費用負担を見直すなど、連年努力をしております。さらに今後も節減合理化に取り組む所存でございます。

また、歳入面におきましても、税外収入あるいは経済政策の弾力的運営等を行って歳入増をもたらし、将来、公平、公正、簡素、選択、活力という観点に立った税制の根本的な改革を行おうとしております。これはしかし、増収を目的とするというよりも、むしろシャープ税制以来の長年にわたるひずみ、ゆがみを是正して、国民の充足感を回復しようという考えに立って行わんとするものであります。

財政の機能は、今日のような厳しい情勢におきましては、景気に対しては中立的性格であると思ひますが、社会福祉や、あるいは所得の分配や、あるいは国際的対応等におきましても十分役立っていると考えております。

次に、所得の捕捉の是正の問題でございます。所得の捕捉につきましては、巷間言われているほどの格差はないと認識しておりますが、課税の公平確保は重要な課題であり、今後税務調査の充実等各般の対策を推進してまいります。

次に、総合累進課税の推進の問題でございます。現行所得税制におきましては、各種所得の性格に即し、あるいは政策的要請を踏まえて各種所得に応じた課税方式がとられております。今後の所得税制のあり方については、御指摘のような御議論も含めまして、税制全般にわたる見直しの中で幅広い視野から検討していただきたいと思っております。次に、税制改革のねらいは増収ではないかとい

う御質問でございますが、我が国の税制につきましては、シャープ税制以来大きな変化がありまして、国民各層における不満感もかなりあると考へておるわけでございます。したがって、公平、公正、簡素、選択並びに活力という諸原則に基づきまして税制の抜本的改革を行おうと、そう考へておるものであり、むしろ所得税や法人税については減税したいと考へておるものなのでございます。

次に、いわゆる大型間接税導入反対を明らかにせよという御質問でございます。

租税体系全体のあり方は、今後税制調査会を中心として、国民各層、各方面の広範な論議を踏まえて幅広く検討していただきたいと思っております。

私は、前からいわゆる一般消費税(仮称)あるいは取引高税、あるいはEC型付加価値税におきましても、いわゆる多段階、網羅的あるいは投網型と申しますか、こういうようなものは考へないといふと申し上げておるのでございまして、こういう留保をつけております。税制の改正につきましては白紙で臨んでおりますが、今後税制の御意見等を承つてみたいと思っております。

次に、公益法人の税率の引き上げの問題でございます。

今回の公益法人等の税率の引き上げは、公益法人等の軽減税率と基本税率との格差が大きいため、それから公益法人等の営む事業が一般法人の営む事業と競合している場合がかなり多い、こういうことを考へて基本税率との格差を縮小するという観点から行ったものであります。

引当金制度については、常に実態に即してまた見直しておるところでございます。

準備金等租税特別措置についても、相当程度整理合理化をまいっております。

受取配当益金不算入、配当軽減制度等につきましては、税制調査会の答申でも現行の仕組みを維持することが適当であるとされておるところでございます。

ります。

御指摘のような不公平税制の是正という理念には我々も賛成でございます。今後とも特別措置等については検討を続けてまいりたいと思っております。

次に、利子配当総合課税をあきらめたのかと、グリーンカード制との関係で御質問がございました。源泉分離課税制度については、各種の議論を踏まえて、六十年度答申におきまして「源泉分離課税制度を併置することは、利子・配当所得の特異性を考慮すれば、実質的な公平を確保する見地から十分評価されてよい、あるいはやむを得ない」と指摘されておりました。この趣旨を踏まえて存置することとしたものでございます。

グリーンカード制度については、諸般の事情から今回廃止することとしたしております。

今後の利子配当課税のあり方等については、今回の改正の実効を見きわめつつ、利子配当所得の持つ特異性、金融の国際化、自由化の進展といった新たな状況を踏まえまして、所得税制の見直しとの関連でさらに検討していただきたいと思っております。

また、利子配当課税の見直しに関しましていろいろ御指摘をいただきましたが、これらの御質問、御所論の内容は、我々も今後とも参考にさせていただきます。御答へは、我々も今後とも参考にさせていただきます。

残金の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣(竹下登) 答へいたします。〕

臨調答申は、御案内のように増税なき財政再建については、「増税なき財政再建」とは、当面の財政再建に当たっては、何よりもまず歳入の徹底的削減によってこれを行ふべきであり、全体としての租税負担率(対国民所得比)の上昇をもたらし得るような税制上の新たな措置を基本的にはとらない、ということの意味を有する。このように定義づけられておるわけであり、増税は税制上の新たな措置であり、税の自然増収は含まれない

ことから、税の自然増収により増税負担率の上昇、これは経済、景気等に影響されたものでございまして、増税なき財政再建には反しない。それからいふ一つは、税負担の公平化、適正化を推進する観点から税制の見直しを行う、これはよく比較的にございまして調整をしておりますが、これによって租税負担率が上昇しても、これはまた増税なき財政再建に反しないというのが基本的な考え方でございます。

今後とも増税なき財政再建という基本理念のもとにおきまして、私どもは、また臨調答申で長期的には租税負担と社会保障負担の合計の負担率、すなわち国民負担率は現状よりは上昇することになりかねないが、しかしヨーロッパのそれよりもかなり低いところにとどめるべきだ、こういうことがあるということも十分踏まえておかなければならないと思っております。

それから税制改革の真のねらいは、これは総理からもお答えがございましたが、いわゆる社会経済情勢の変化に即応する税のあり方を国民的課題として取り上げていくということでございます。

それから、いわゆる一般消費税を含めた大型間接税のすべてを導入しないと明確に答弁し、こういふことでございます。

総理からもお答えがございましたが、今私どもの立場から言へば、税体系のあり方について予断を与えるような発言は慎んでおりますが、少なくともいわゆる一般消費税(仮称)につきましては、五十四年十二月の国会決議で、国民の理解を得るに至っていないというところで、これを財政再建の手法として使ふべきでないという決議がございまして十分承知いたしておるところでございます。

それから公益法人の税率の問題でございます。これも総理からお答えがございましたが、この軽減税率というのは、税制調査会からちゅうだいたしたした答申の「公益法人等及び協同組合等

に対する課税」というところで、「格差を縮小する観点から相当程度引き上げることが適当である」という御答申に基づきまして判断をしたということでございます。

租税特別措置の問題につきましては、これはまさに経済社会の変化に即して絶えず見直しすべき課題であるということでございます。

それから利子配当課税の問題でございますが、今「実質的な公平を確保する見地から十分評価されてよい、あるいはやむを得ない」、こういう答申をちゅうだいたしたところであり、グリーンカード制度は、これは「各層の理解と受け入れ体制が十分に整っているとは必ずしも言い難い。また、法的安定性等の見地からすれば、その実施を再び延期することは適当でない」と判断せざるを得ない。、こういう答申に基づきまして、今回廃止することとしたものでございます。

今後やはり大事なことは、今回の改正の実効を見きわめながら、特に最近、金融の国際化、自由化の進展といった大変新しい状態が一方にあるわけでございますので、所得税制の見直しとの関連の中で今後ともさらに検討すべき課題であるといふ考へ方でございます。この利子配当は、したがって、まさに今後引き続き検討されるべき課題であるという事実認識の上に立つておるわけであり、

それから税務職員の問題でございます。毎年度御支援をいただいておりますが、財政当局でございますので、まず随分と始めよと、こういう環境の中でございますが、おかげさまで御支援によりまして、とにかく、二けたといつても低い二けたでございますけれども、実質上の増員が図られております。今後とも御支援を心からお願いたします。

また、国、地方を通じた税務行政の効率化、この問題につきましては、今後とも一層協力関係を拡充していかなければならぬというふうに考へて

昭和六十年三月二十日 参議院會議録第八号 法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

おるところでございます。

確かに、言葉としてお使いになりましたトーゴサンとかいう言葉が存在しておること、私どもも絶えず意識していなければならない課題であります。したがって、その一環としての海外取引にかかわる課税の問題等についても御意見を交えての御質問がございました。

確かに、主要先進国共通の関心事でございますので、我が国としても真剣に取り組む必要があると考えております。したがって、重点的な調査を実施しておるといのが現状でございますが、外国税額控除制度というのは、国際的な二重課税排除措置としては国際的に確立された制度であります。しかしながら、さらに整備すべき点があるか否か、これは引き続き検討していかなければならない問題であるという意識は十分に持つておるところでございます。

以上で御答を終わります。(拍手)

〔国務大臣古澤亨君登壇 拍手〕

○国務大臣(古澤亨君) 徴税の一元化及び国税、地方税の協力体制の推進につきましてお答えいたします。

地方団体が独立税として地方税をみずから賦課徴収することができるところに地方自治の原点もありますし、個人住民税のような主要税目について徴税を一元化することは、地方自治の本質から見て問題がございします。

また、国税と地方税の徴収一元化をしたといいたしましても、徴収義務者たる企業などに新たな事務が加わり、また、一括徴収機関の側におきましても地方団体ごとに税額を区分するような事務が生ずるなど、国民経済全体とすれば必ずしも効率化の目的を果たすことにはならないという問題もございします。

いずれにいたしましても、この問題は地方自治制度の根幹にかかわる問題でありまして、慎重に対処してまいりたいと思ひます。

次に、国税、地方税の協力体制でございます

が、国と地方団体の税務行政運営上の協力につきましては、従来からも各般にわたるその円滑な実施を図つておるところであります。最近の税務行政の進展に伴ひまして、国、地方を通ずる税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を図るために、さらに一層の国と地方団体との協力関係を推進することが自治省と国税庁との間に了解されているところでございます。今後とも、国税当局ともさらに緊密に協議をしながら、その協力体制を強化してまいりたいと思ひます。

以上でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 近藤忠孝君。

〔近藤忠孝君登壇 拍手〕

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となつた各法律案について、総理並びに大蔵大臣に質問いたします。

総理は、しばしば戦後税制の抜本的見直しを口にしておりますが、そのねらいは何か、また、その具体的内容は何かが問題なのであります。

そもそも、戦後日本の税制の骨格をつくつたシャープ税制は、日本経済の高度成長を保障する資本蓄積促進の基盤づくりの性格を持つものであった反面、個人レベルでは総合課税主義がとられ、超過累進税率の適用と富裕税などが提案され、この面では公正な課税原則を目標に掲げていたものであります。ところが、歴代自民党政府は、このシャープ税制のうち、大企業優遇、資本蓄積促進の側面は各種特権的減免税の相次ぐ創設によってさらに拡大する一方、所得税の面でも、利子配当課税などの総合課税見送りや株式売買益に対する課税を放棄するなどして資産家優遇を強め、課税の公正原則を踏みにじつてきたのであります。

その結果、日本の大企業は、資本蓄積の面でも国際競争力の面でも強大な力を蓄えるに至つたのであります。他方、日本経済の二極構造のもとで国民の所得は抑えられ、中小企業の倒産や農業経営の破綻が進んだのであります。

総理が、戦後税制の抜本的見直しとして、ひずみのは正や公平、公正の原則を目的とするというのであるならば、その税制改革の根本は、まさにこれまで大企業に与えられてきた優遇措置を抜本的に是正して、これに応分の負担を求むべきであります。同時に、勤労者に対する大幅減税、利子配当所得の総合課税化、株式譲渡益に対する課税などを取り入れ、真に公正な税制を実現する以外にはないはずであります。

そこで総理、総理の言う戦後税制の見直しとは一体どういう内容なのか、具体的にお答えいただきたいのであります。

この税制見直しに関連して、総理は予算委員会などで、流通の各段階に投納をかけるような間接税は導入しないと言ひながら、大型間接税の導入をきっぱりと否定しませんが、そして租税負担率の引き上げにも含みを残す答弁に始終してあります。それは結局「増税なき財政再建」の看板をかなぐり捨てて大型間接税を導入する、それがねらいなのであるまいですか。そうでないというなら、戦後税制の見直しの中に大型間接税は含まないことを断言すべきではありませんか。

次に、財政再建についてであります。昨年末で百二十二兆円に上つた国債残高は今後もふえ続けます。政府の仮定計算によつても、昭和六十五年に百六十六兆円、七十三年には百九十二兆円に達します。一体国債残高の増加を食い止めることは可能なのか、政府はこのピークはいつと考えているのか、答弁されたいのであります。

このような国家財政の破綻の主要な原因の一つは、二度にわたる石油ショックの際に、財界の要求に応じて国債を大増発し、大型公共事業、大企業への補助金などにつき込んだ結果であります。

これによつて、我が国の生産は急速な伸びを示しましたが、その利益が大企業に集中して帰属したことはだれの目にも明らかであります。したがつて、財政危機の解決策の基本的考え方として、こ

の借金財政の原因をつくり、かつ、それによつて利益を得た大企業に対して必要な負担を求めることが筋であります。政府はそのための方策を真剣に検討すべきではありませんか。

しかるに本法案では、いわゆる民間活力論を税制に取り入れ、大企業向けに新たな優遇税制をつくつております。ハイテク減税のほか、テレビア減税、都市開発減税などがそれでありまして、いずれも高収益が保証された分野における大企業の事業に新たな減税の恩恵を与えるものであります。このような措置は、さきに指摘した税制の不公平を一層進め、政府みずから言明してきた租税特別措置の整理合理化の方針に全く反する結果となるではありませんか。

また、年々増大してきた国債償還は、六十年代予算ではついに社会保障費を上回り、その利払いは今後引き続き年々十兆円規模の支出となりまして、その大半が大銀行、大法人、大資産家に支払われるのであります。これは財政の重要な役割である所得再分配機能を麻痺させるだけではなく、逆作用をもたらすことは明らかであります。この事態に政府はどう対処するのか、答弁を求めます。

次に、利子配当課税についてであります。政府は、その総合課税化を最終的に見送りました。戦後税制のゆがみを正すというなら、シャープ勧告以来の懸案であつた利子配当の総合課税化こそまず第一になすべきだったのではありませんか。不公平税制として政府自身もその是正を口にせざるを得なかったにもかかわらず、なぜ見送つたのか、その理由を明確にしてくださいたいのであります。

また、これまでも過酷な増税が押しつけられてきた勤労所得に比べ、資産所得の方が税負担能力があることは明らかだと思ひます。それにもかかわらず、政府は現在の源泉分離選択制度を改め、分離課税に一本化し、その税率を引き下げることを検討していると伝えられておりますが、これは

事実ですか。そうならば一層資産家優遇となることは明らかであります。答弁を求めます。

他方、切実な国民の減税要求に対し、政府がゼ口回答していることは厳しく批判されなければなりません。我が党は、軍事費の大幅削減、一兆円規模の所得減税などを含む昭和六十年年度予算の抜本的組み替え案を提起いたしました。これに対する衆議院段階での自民党の回答なるものは、所得減税、政策減税についていずれも検討というだけのものであります。実施の可否、時期、内容について何ら明らかになっておりません。我が党は、このようなあいまいな回答を到底認めるわけにはまいりません。

今、国民の中に、今年度も検討したが財源がないという口実で期待を裏切った過去の繰り返しになるのではないか、あるいは涙ほどの見せかけ減税と引きかえに大型間接税を導入するのではないかと、このように疑問が湧きあがっているのは当然であります。そういう結果にならないと断言できますか。明確な答弁を求めます。

最後に、増税なき財政再建の破綻は今やだれの目にも明らかであります。このまま推移するならば、国民生活と国家財政の深刻な同時破綻は必至であります。それを避ける唯一の道は、軍事費の大幅削減、大企業、大資産家優遇税制は正など、我が党の予算組み替え案が示した方策の採用以外にありません。現在審議中の予算についても、我が党が主張する抜本的組み替えがなされるよう努力し、大幅減税実現のために努力することをこの際あわせて表明し、質問を終わります。(拍手)

【国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手】
○国務大臣(中曾根康弘君) 近藤議員にお答えをいたします。

まず第一は、税制の見直し及び大型間接税に関する御質問でございます。

税制の見直しにつきましては、先般来申し上げておりますように、公平、公正、簡素、選択、活力という観点から国民各層における広範な論議を

踏まえてこれを行わんとしておりますものでございます。政府といたしましては、現段階では税体系の具体的なあり方については全く白紙であります。いわゆる一般消費税(仮称)あるいは取引高税、あるいはE型付加価値税でありまして、多段階、網羅的あるいは投網をかけるようなことをやる考えはないと前から申し上げておるのとおりでございます。

次に、財政再建に対して大企業にもっと負担させよという御質問でございます。政府といたしましては、財政を改革し、その対応力の回復を図ることは、我が国の将来の発展と安定のために避けることのできないことであり、法人税の負担のあり方については、経済動向や財政事情等を考慮して税制全般にわたる見直し作業の中で検討するべき問題であると考へます。

なお、企業関係税特別措置については従来から厳しい見直しを行っており、今後も行っていくつもりでございます。ハイテク減税等と租税特別措置の整理の問題でございます。

厳しい財政事情のもとに新規の政策税制は厳に抑制すべきであり、真にやむを得ないものにつきましても政策目的の緊要性等について吟味すべきことは当然でございます。六十年年度改正における基礎技術の研究開発、電気通信の高度化、都市再開発の促進等のための措置はいずれも緊急の課題であり、これらの措置に要する財源も他の政策税制の整理合理化による増収額によって賄うことについておきまして、これらは国民経済発展のための必要な措置である、こう考へておる次第でございます。

次に、利子配当の総合課税に関する御質問でございます。

源泉分離選択課税制度につきましては、各種の議論を踏まえて、六十年年度答申において、先ほど申し上げましたように「源泉分離選択課税制度を併置すること、利子・配当所得の特異性等を考

慮すれば、実質的な公平を確保する見地から十分評価されてよい、あるいはやむを得ない」、このように答申をいただきました。存置することにしたものでございます。今後における利子配当課税のあり方につきましては、今回の改正の実効を見きわめつつ、利子配当所得の持つ特異性、金融の国際化、自由化の進展といった新たな状況も踏まえまして見直しを行ってまいりたいと思っております次第でございます。

次に、自民党幹事長の回答の問題でございますが、これにつきましては各党のお話の結果等を踏まえまして十分尊重してまいりたいと思っております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

【国務大臣(竹下登君) 登壇、拍手】
○国務大臣(竹下登君) お答えいたします。

国債残高問題についての御質問がございました。五十年年度以来、連年にわたります多額の公債発行の結果、我が国の公債残高は急激に増大いたしました。六十年年度末には約百三十三兆、その対GNP比は四二・五に達すると見込まれるわけであります。一般会計に占めます国債費の割合も急増しまして、六十年年度予算においては予算の一、九多額を占めるに至った。御指摘のとおり大きな圧迫要因となっております。

このことについては、ほかの点はいろいろな比較がございまして、国際的に見ましても極めて高い水準であります。それ自体大きな問題でございしますが、これらの水準の急速な上昇テンポにはさらに注意を要すると思われまします。毎年度着実に新規債の発行を縮減していくことによつて公債残高の増加を抑え、国債費の膨張圧力を弱めていかなければならぬということでございます。

国債残高が今後どのようになるかにつきましては、長期的な財政運営にかかわる問題でございまして、何とも申し上げられませんが、いずれにしても、御指摘のありましたように、対GNP比、

これを極力低くとめることが肝要であります。先日提出しました国債整理基金の資金繰り状況の仮定計算では、七十三年度まで国債残高が次第に増加していくことになっております。それから特別公債及びその残高につきましては、六十四年度をピークに下降、以後は減少に転ずるということになっております。そうして、特別公債の発行を減少させていく結果、総公債残高のGNPに対する比率は、六十一年度をピークに六十二年以降次第に低下していく姿となっております。これはあくまでも仮定計算に基づく数字でございます。

それから、いわゆる財政危機解決のための大企業に負担を求めることが適切であるという御意見に対しては、総理からもお答えがございました。法人税負担のあり方、これはこの税制全般にわたる見直し作業の中で検討するべき問題でございまして、企業関係のそれぞれの租税特別措置につきましては、五十一年度以降連年にわたる見直しを行っております。

したがって、ことしございましたハイテクあるいはテレトピアというような問題につきましても、これらの措置が単なる好況企業に対する恩典という理解の仕方ではないけません。したがって、やはりこれは所要の措置を講ずることによって、いわば喫緊の課題であるという事実認識の上に立つて御理解を賜りたいと思ひます。

それから、今回の改正でシャープ勧告以来の懸案であった利子配当がどうなるか、こういうことでございます。

源泉分離選択課税の併置は、今も総理からお答えがございました。今後は、いわゆる新たな状況ということとは金融の国際化、自由化、その中で、所得税制の見直しの中で私は検討するべき課題であろうというふうに考へておるところでございます。

それから、いわゆる資産を対象にするものと所得を対象にするものと、担税力の見方ということ

でございます。

これは、個人の労働に依存します労働所得は資産所得に比べ税負担が弱いとする見方があります。一方で、資産所得、例えば利子配当所得等につきましては、その特異性を考慮すれば必ずしも他の所得に比べ税負担が強いという見方は当たらない、こういう意見も一方にございます。現行所得税制において、各種所得の性格に即し、各種所得に即した課税方式がとられておりますので、御指摘のような一義的な断定の仕方ということには問題があるかというふうに考えております。

分離課税を一本化して税率を引き下げるといようなことを検討しておりますか、こういう御質問でございますが、利子配当課税のあり方につきましては、今回の改正の実効をまず見きわめよう、そして金融の国際化、自由化、そういう点からさらに検討するべき課題であるという認識であります。

予算修正問題については総理からお答えがございましたので、私からはお答えを省略させていただきます。

以上でお答えを終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 山田勇君。

「山田勇君登壇、拍手」

○山田勇君 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となっております税法改正案について、総理並びに関係各大臣にお尋ねをいたします。

総理はことしの年頭記者会見において、現在の我が国の税制は「シャープ勧告以来いろいろなゆがみ、よじれが生じ、国民の不満も大きい。もっ

と公平、公正、簡素で国民が負担を選択できるような抜本的に見直すべきだ」と言われ、また、さきの施政方針演説におきましても、「幅広い視野に立った税制全般にわたる改革」の必要性を強調されております。

そこで、まずお伺いいたしますが、総理の言われる現行税制のゆがみ、それとよじれとは具体的に何を指しておられるのか、また、国民の不满は何に起因しているのか、総理の目指される税制改革とはいかなる内容のものなのか、明快な御答弁を求めます。

私は、今国会の予算審議における政府答弁から判断しますと、総理の言われる税制改革とは、臨調答申が求めた直間比率の見直しを口実にした大型間接税の導入を指すものと考えざるを得ません。臨調答申は「増税なき財政再建」について、「全体としての税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらないこと」と定義しています。中曽根内閣はその最大限の尊重を国民に約束し、しかも増税なき財政再建は現内閣の生命線と言明されてきたのであります。

しかるに、今日に及んで政府は、所得税、法人税などの減税との抱き合わせであれば、E・C型付加価値税などの大型間接税を導入し、その結果、租税負担率が上昇しても増税なき財政再建には反しないとして強弁し、あくまで増税路線を突っ走ろうとしております。このような政府の論理は、まさに国民を欺く詭弁と言わざるを得ません。

政府は国民に増税を求める以前に、政府としてなすべき政策努力、すなわち行政改革による歳出の削減、経済政策の転換による大幅な税の自然

増収の確保、現行税制の不正の是正に努力すべきであります。そのいずれも不十分な現時点で大型間接税を導入することは、到底国民の理解と納得は得られません。総理はこの点いかがお考えでしょうか。

昭和二十四年のシャープ勧告以来の税体系を総点検し、所得税や法人税などの直接税と物品税などの間接税との比率、いわゆる直間比率が直接税に偏重しているのを改め、中長期的な観点から現行の税体系を見直すというようにも言われております。この点について金子経済企画庁長官は、直間比率を現行の七対三から六対四、五対五、さらに逆転へと直していかなければならないと発言されておりますので、長官のお考えを詳しく述べていただきたいと思ひます。

また、間接税を重視する論拠として、直接税に特に所得税の捕捉面における公正が期しがたいため、改善の策として間接税を導入するという考えがあるように思われます。しかし、総理が公平、公正のための税制改革を唱えられる限り、あくまでも最善策は所得の捕捉の徹底であり、このことが公平、公正そのものであると考えますが、総理並びに大蔵大臣の御所見をお聞かせ願いたいと思ひます。

続いて、政府の国会答弁に関連して、第一に、今後新たな税目を起こすこととはあるのかないのか。この点について、総理は起こさない、大蔵大臣はすべてがだめではないという意見の食い違いもあるようですが、はっきりとしていただきたいと思ひます。

第二点、E・C型付加価値税にもいろいろな態様があると言われておりますが、その態様とは具体的に何を指すのか。

第三点、大型間接税は我が国経済社会に対し、いかなる長所と短所をもたらすのか。

第四点、福祉などのための目的税の創設、さらには福祉目的のための大型間接税の導入についてどう考えておられますか。

第五点、間接税導入の見返りに実施するという所得税、法人税の減税は、いかなる哲学に基づいたいかなる内容のものであるのか。

第六点、税制全般にわたる改革はいつから実施をするのか、それぞれについての総理並びに大蔵大臣、経済企画庁長官の具体的に明快な国民にわかりやすい御答弁をいただきたいと思ひます。次に、法人税法改正に関連してお尋ねをいたします。

我が国の法人課税は、最近の政府による増税によって表面的な実効税率が五・二・九二％と、国際比較で見てもかなり高水準に達しております。一方、我が国を除く先進各国においては、企業の活力こそ経済活性化の基本であるとの認識のもとに、設備投資、技術開発には大胆な企業減税を行っております。その結果、いわゆる実質税負担率で見れば、我が国の法人の税負担は欧米諸国に比べて極めて高くなっているというところを指摘されております。さきに総理は、今後の税制改正の目的について、これまでの公平、公正、簡素、選択の四原則に加えて活力という観点からも見直す述べられましたが、私も活力の観点は不可欠だと思ひます。そのためには法人税の税率を引き下げるか、または大幅な投資減税などを行うかのいずれかにより活力を引き出し、景気回復に拍車をかけるべきだと考えますが、総理並びに通産大

臣のお考えを示していただきたいと思ひます。
また、現行の法人税率は二年間の臨時措置として一・三%引き上げられた状態になっておりますが、時限が来た後は当然従前に戻すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、中小企業振興、先端技術開発促進などのための投資減税、産業基盤強化のための法定耐用年数の短縮、また中小企業の事業承継税制の確立など急務だと思ひますが、総理並びに大蔵大臣、通産大臣の御所見を伺ひます。

次に、所得税法改正に關連してお尋ねをいたします。

今回、政府は非課税貯蓄制度の改革を図つていますが、これについては名寄せが困難で限度額管理の徹底が期したいという批判があり、グリーンカードは無理としても、いわゆるマル優カードぐらいは導入すべきだとの強い主張もなされておりますが、政府はこの点どうお考えになっておられますか。

また、政府は、将来非課税貯蓄制度について存続、縮小、廃止、いずれの方向で対処されるのかお聞きいたします。

次に、政府は年金受給者に対する税負担を強めるために、受給者に適用している給与所得控除の縮小、老年者年金特別控除の見直しなどを行つたことと伝えられておりますが、この問題について大蔵大臣並びに厚生大臣の御所見を求めます。

最後に、これは与野党間で協議され、自民党が野党側に約束した単身赴任減税などの政策減税の実施、所得減税の検討については、政府としても前向き、積極的に対処されるよう強く求めます。
民社党・国民連合は、積極的経済政策と行財政

改革、拡大均衡型予算を主張し、増税なき財政再建を目指してまいりましたが、政府の一連の縮小均衡型財政運営では早晩大増税が余儀なくされることを危惧し、政府の猛省を促して私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 山田議員から広範な御質問をいただきましたが、逐次お答えいたします。

まず、現行税制のゆがみとは何ぞやという御質問でございます。

税調答申でも指摘されておりますのは、例えば所得課税の所得再分配機能のあり方、あるいは所得の捕捉の方法、課税ベースの浸食、間接税の課税ベースや税率構造等々が指摘されておるところであり、世に言われておりますところは、何と云つても課税の重圧感あるいは不公平感という、そういう感じが国民の皆様方にあることは厳然たることでございまして、こういう問題について政治が避けて通るわけにはいかない、そう考えておるものなのでございます。

次に、税制改革の目的は何ぞやという御質問でございますが、今までのいろいろ申し上げましたが、シャープ税制以来のゆがみやひずみを直そう、そして不公平感や重圧感を解消しよう、むしろ減税を行いたい、所得税、法人税への減税を考えた、そういう志を持っておるものであります。しかし、具体的な内容等については今日紙であると前から申し上げておるところでございます。

次に、財政の現状認識の問題でございますが、我が国を取り巻く財政環境は極めて厳しい、特に

これから高齢化社会あるいは国際社会の進展に際しまして財政負担もかなり出てくると見込まれておるところでございます。したがって、中央、地方との関係の調整、お互いに節減合理化を行つていく、あるいは歳入歳出の基本的な見直し、臨調答申の指摘されました線を素直に受け入れまして、今後とも継続的に努力してまいりたい。そして、六十五年赤字国債依存体質からの脱却をいわゆる増税なき財政再建の理念を堅持して実現していきたいと考えておるところでございます。

所得税捕捉の充実につきましては同感でございます。そして、税務調査の充実と各般の対策を推進したいと思ひます。
大型間接税について御質問をいただきましたが、この点につきましては、さきに申し上げましたとおり、政府としては税体系の具体的なあり方については白紙でございます。

なお、目的税について御質問がございましたが、これは財政の一般論として、資源の適正な配分をゆがめ、財政の硬直化を招く傾向を持つことは好ましくないという議論があることにも留意する必要がありますと思ひます。しかし、福祉目的税という考え方につきましては、今後税制全般にわたる見直しの中で幅広い角度から検討と議論が行われるべき問題であると考えております。

次に、税制改革の実施時期の御質問でございますが、今回の国会でいろいろ御議論をいただきました野党の皆さん方の御所見は税制調査会に對しましてこれを忠実に伝えて、審議の参考にしていただきたいと思います。

なお、根本的改革につきましては将来のことであると思ひます。

ございまして、まだいつどうするかということはまだ未定でございますが、国民のお気持ち等も考えまして適切な時期に税調に諮問したい、こう考えておるところでございます。

法人税負担を下げよという御質問につきましては、これは今後の税制全般にわたる見直し作業の中で検討したすべき問題であると思ひます。

大幅な投資減税につきましては、今の景気の動向から見れば大幅な投資減税を行う必要はないと考えますが、六十年におきましては、試験研究促進のための投資減税を実行しておるところでございます。

一・三%の法人税率の暫定税率の期限はいつか、いつ廃止するかという御質問でございます。今後どうするかは、六十一年度以降の経済動向や財政事情等を考慮して、税制全般にわたる見直し作業の中で検討するべき課題であると考えております。

次に、投資減税、耐用年数の短縮等の御質問でございます。

投資減税については御質問にお答えいたしました。また、耐用年数の問題につきましては、減価償却資産の法定耐用年数は、資産の物理的寿命に経済的陳腐化を加味して客観的に定められておるものであり、したがって政策的観点からの見直しは適当ではないと考えております。しかし、今後とも資産の使用実態に応じて見直しを行うことは必要であると考へます。

次に、中小企業者のいわゆる相続承継税制の問題でございます。五十八年度の税制改正で、税制調査会の答申の趣旨に沿つて円滑な事業承継に配慮をいたしてお

ります。中小企業の事業用資産は農地とは事情が違うので、同じような取り扱いとは不可能であります。五十八年度の改正におきましても、取引相場のない株式の評価の改善合理化、個人事業者の事業用宅地等の課税の特例の新設等を行ったところでございます。

次に、与野党間で約束をした今回の政策的合意につきまして、書記長・幹事長会談の結果について、今後の合意の形成等を十分踏まえまして尊重してまいりたいと思っておりますのでござい

ます。

〔国務大臣(竹下登君) 山田さんにお答えいたします。〕

クロヨンに徴せられるような不公平感等があることも事実でございますが、所得捕捉というものについては、もとより公平、正確であらなければならぬ問題でございます。したがって、今後とも税務調査の充実、執行面の環境の整備でございます。

また、あるいは地方税当局や税理士会、また民間関係団体との協力関係、そして内部体制の整備、これらについて引き続き努力を重ねてまいる課題だというふうに思っております。

それから、国会の答弁において私と総理がお答えしておるのが違うじゃないかと、こういうお尋ねでございます。

この問題につきましてはいつも議論のあるところでありまして、いわゆる租税負担率を大きく上げるような新しい税制上の措置はとらない、こういうことを言っておるわけでございまして、その新しい措置という言葉そのものからすれば、新

しい税目というものも入るといことは当然のことでございます。

それから目的税の問題は、これは総理からお答えがございました。いわゆる財政の一般論としては好ましくないという議論がございまして、一方また、福祉目的税という考え方を主張される向きもございまして、これらに對しましては、これは税制全般にわたる見直しの中で議論すべき課題だというふうに考えておるわけであります。

それからE・C型付加価値税の具体的な態様でございますが、今回の税制改正は、まずはE・C型付加価値税を検討していただきたいという性格のものではもとよりございせん。したがって、一般論で申し上げますならば、インボイス制度をとりましてE・C型付加価値税というものは、国によって税率、課税範囲、免税点、それぞれ異なっておるところでございます。理論的に言えばさまざまな態様があるということでございます。

それから、いわゆる間接税の持つ長所と短所、これも一般論でございますが、消費の多様化への対応や関連産業に対する中立性などにおいてはすぐれた点がある。また一方、短所としていわゆる税負担の逆進性とか、一時的とはいえ物価の上昇の問題があるとかという議論はいつもある大きな議論でございます。

税制改正はいつやるかと、こういうことでございまして、この諮問というものは、国会の議論等を踏まえまして最も適切な時期にお願いしなければならぬというふうに考えております。

それから法人税負担水準のあり方、これはまさに税制全般にわたる見直し作業の中で検討されるべき問題でございますが、よく言われます投資減税

これは最近の経済情勢からいわば国内民間需要を中心に順調な拡大が続けておるといこと、一方また財政は引き続き厳しい状態にある。それからいつもいわゆる投資減税という議論をいたします際には、費用対効果という観点から、正確にどこまでいけば投資減税によって行われた措置であるのか、どこまでが経営者自体の判断で行われた投資であるのか、なかなか見分けがたいという難しい問題もあることは御案内のとおりでございます。

それから暫定税率、この問題は所得税減税、そして財政をこれ以上悪化させないということから行ったものでございまして、これもまた六十一年度以降の経済情勢、財政情勢、そして一方いけば税制の全体見直し、その中で結論を得ていく課題であるというふうに考えております。

中小企業対策あるいは先端技術開発の投資減税、これはいわば一般的な投資減税というものは別に、試験研究、基礎技術研究開発、中小企業の技術基盤強化、こういう点について精いっぱい配慮をしたつもりでございます。

それから法定耐用年数というものは、これもいつもの議論でございますけれども、いわば政策的判断で法定耐用年数を考えることはなじまない。今回のアメリカの税制改正の提案を見ましても、それらのある意味における反省をも含めた提案がなされておるといように私は見詰めておるところであります。

いわゆる中小企業の承継税制、これは総理からお答えのあったところでございます。当面五十八年度改正の状況を見守っておるといところでござい

それから非課税カードの御提案がございました。この議論があることは私も承知しておりますが、一つにはコストベネフィットの観点から問題があること、二番目には民間貯蓄と郵便貯金とでカードの二元化というような問題が議論されました、こういうことから導入を見送りましたものでございます。

今後の非課税制度をどう取り扱うか。まずは今回改正の実効を見守ろう、そして、重ねて申し上げますようにいわゆる新たな状況である金融の国際化、自由化の急激な進展、そういう環境の中で所得税制の見直しとの関連でこれは見直すべきものである。

それから、今後高齢化社会を迎え、いわば年金、公的年金及び私的年金を通じて整合性のとれた税制の整備を行うということが将来の検討課題だという事実認識をいたしております。(拍手)

〔国務大臣(金子一平君) 山田さんの質問の第一点は、直間比率の見直しについてどう考えておるかという点でございますが、我が国では戦後、シャープ税制の導入以来、税負担の重圧が直接税にかかり、特に所得税の累進税率の刻みがきつくなっておりますので、今後の税制改正に当たりましては、所得税の減税に重点を置いて、その減税分を間接税に切りかえる方向で検討すべきだと考えておるといことを申し上げておるわけでござい

ます。

第二点の大型間接税導入の長所と短所はどうかという点でございますが、先ほどもお答えいたしましたように、まだ大型間接税と言われるものの中身は全然決まっておるわけではございません。

課税対象をどうするか、非課税物品や免税点をどうするか、どの段階で課税するか、それはこれからの議論の経過で決まることとございまして、今、一義的に大型間接税の長所と短所はどうかということをお願いするわけにはいかないと申すのでございまして。

ただ、一般的に課税ベースの広い間接税の長所といたしましては、所得課税と相並んで消費の面から担税力を捕捉するという意味におきまして、課税の公平、公正が図られるという点がございまして同時に、それがまた国民経済にむしろ大きな活力を与える長所があるかと考えておるのでございまして。同時にまた短所といたしましては、一過性ではございまして、物価上昇などの問題があると思われまして。

いずれにいたしまして、税制のあり方につきましては、税制調査会を中心に、究極的には国民の合意と選択によって決められるべき問題でありまして、政府といたしましては今後の議論を見守ってまいりたい、かように考えておる次第でございまして。(拍手)

〔国務大臣村田敬次郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(村田敬次郎君) 山田議員の御質問は、投資減税、法定耐用年数、中小企業事業承継税制等の点であったかと思ひます。総理、そしてまた大蔵大臣から考え方の基本についての御答弁がございましたので、私からは細部を補足して答弁させていただきますと思ひます。

まず、通産省といたしましては、民間活力が最大限に発揮されるような環境を整備する、こういうことが重要であるというふうに考えておりまして、六十年年度の税制改正において、中小企業の技

術開発力の抜本的底上げを図るための中小企業技術基盤強化税制及び我が国の経済発展の牽引力となる技術分野の研究開発を促進するための基盤技術研究開発促進税制等を創設する方針でございまして、私どもは技術開発は一丁目一番地である、これからの新しい時代に通産行政は対応していかなければならないという考え方のもとに、こうした税制改正によって中小企業振興、基盤技術開発のための設備投資が促進されるものと期待をいたしております。

また、法定耐用年数につきましては、先ほど総理からお話のございましたように、現実の設備の使用の実態に基づいて客観的に設定すべきものと考へておるわけでございまして、日本の法定耐用年数の算定は、減価償却制度という考え方が基礎になっております。アメリカが一九八一年に導入いたしました早期投下資本回収制度とは考え方の基本が異なるわけでございまして、減価償却制度の考え方に基いて、新年度は印刷設備、それから製本設備、あるいは写真製版業用の設備等につきまして耐用年数の短縮を図ったところでございまして。

それから中小企業の事業承継税制についてでございますが、先ほどお話がありましたように、五十八年度に改正を行いました。そして評価方法の改善をしたのでありまして、従来は同族会社の規模によりまして純資産価額を基本に算定しておりました株式評価等を、類似業種の比率価額によってあわせて評価をしていくという改正の考え方であります。この改正によって、地価の高騰等によって相続税評価額が高騰し、相続税が過大なものとなっているようなケースにつきましては事業

承継の円滑化にかなりの効果があるものと期待をしております。本税制改正の効果等を見守って今後対処してまいりたいと存じております。(拍手)

〔国務大臣増岡博之君登壇、拍手〕

○国務大臣(増岡博之君) 年金受給者への課税の問題に關するお尋ねでございますが、現在、老齢年金受給者に対しては現役勤労者と同様の給与所得控除が適用され、さらに六十五歳以上の人については七十八万円の老年者年金特別控除が認められておるわけでございまして。この老年者年金特別控除は、老人対策の一環として昭和四十八年に設けられたものでございまして、今日におきましても大きな役割を果たしているところであります。なお、この特別控除は、現在御審議中の租税特別措置法の改正案において昭和六十二年末まで二年延長することとされております。

このような現在の年金税制は、今日年金受給者の間に定着していると思われまして、今後の年金税制の検討に当たりましては、これらの方々に大きな不安を与えることのないように対処すべきであると考えております。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 道路運送法の一部を改正する法律案(提案者外二名発議)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長鶴岡洋君。

審査報告書

道路運送法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年三月七日

運輸委員長 鶴岡 洋

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における軽自動車を使用する軽車両等運送事業者による運送の実態等にかんがみ、貨物運送に係る自動車運送事業者による有償旅客運送行為を禁止するとともに、軽車両等運送事業者に対し監督を強化すること等により、道路運送事業の適正な運営及び道路運送に關する秩序を確立しようとするものであつて、妥當な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、その周知徹底に努めるとともに、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一、本法の緊要性にかんがみ、軽貨物自動車による違法行為を排除し、輸送秩序を確立するため、行政指導及び取締りに最大限の努力をすること。

二、沖縄県及び鹿児島県奄美地区において従前より軽車両等運送事業を営んでいる者に対して

は、適切な指導期間を設けるとともに、関係地方公共団体等の協力を得て、早急に実効ある生業対策を推進すること。
三、公共の福祉の増進を図るため、適切な旅客輸送体制を整備し、タクシースービスの向上に努めること。
右決議する。

道路運送法の一部を改正する法律案
右の議案を決議する。

昭和六十年三月五日

発議者

梶原 清

吉村 真事

賛成者

岩本 政光

大木 浩

加藤 武徳

下条進一郎

中村 太郎

藤田 栄

安田 隆明

参議院議長 木村 睦男殿

伊江 朝雄

上田 稔

海江田鶴造

古賀雷四郎

高平 公友

初村渥一郎

森田 重郎

山崎 竜男

道路運送法の一部を改正する法律

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

第二十四条の三 一般貨物自動車運送事業者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて運輸大臣の許可を受

けたときは、この限りでない。

第四十五条第十三項を第十四項とし、第七項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 第二十四条の三の規定は、特定貨物自動車運送事業について準用する。

第四十五条の二第三項中「前条第八項及び第九項」を「前条第九項及び第十項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「左の」を「次の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二十四条の三の規定は、無償貨物自動車運送事業について準用する。

第四十六条中「第二十四条の二第二項」の下に「第二十四条の三」を加える。

第七十九条第一項中「第四十五条第八項及び第九項」を「第四十五条第九項及び第十項」に改める。

第九十三条の見出しを「(登録の抹消)」に改め、同条第一項中「第四十五条の二第五項から第七項まで」を「第四十五条の二第六項から第八項まで」に、「取消」を「抹消」に、「まづ、消しを抹消」に改め、同条第二項中「まづ、消しを抹消」に改める。

第九十五条中「第四十五条の二第五項から第七項まで」を「第四十五条の二第六項から第八項まで」に改める。

第九十八條に次の二項を加える。

2 第二十四条の三、第四十三条(第一号に係る部分に限る。)並びに第四十三條の二第一項及び第二項の規定は、軽自動車を使用して貨物を運送する軽車両等運送事業について準用する。

3 第百二十二條の二第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第二項から第四項までの規定は、前項において準用する第四十三條の規定による命令(事業の停止の命令に限る。)について準用する。この場合において、第百二十二條の二第一項及び第二項中「地方運輸局長」とあるのは、「地方運輸局陸運支局長」と読み替えるものとする。

第百二十一條中「第四十三條」を「第四十三條(第四十五條の二第三項及び第九十八條第二項において準用する場合を含む。)」に、「第四十五條の二第三項及び第九十八條第二項及び第百二條第三項」に改める。

第百二十八條の二中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「及び第七十二條」を「第七十二條及び第九十八條第二項」に改める。

第百二十八條の三中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第百二條第一項」を「第二十四條の三(第四十五條第七項、第四十五條の二第五項及び第九十八條第二項において準用する場合を含む。)」又は「第百二條第一項」に改める。

第百三十條中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第九十八條」を「第九十八條第一項」及び「第百二條第三項」を「第九十八條第二項及び第百二條第三項」に改める。

第百三十八條中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第四十五條第七項、第十項、第十二項若しくは第十三項、第四十五條の二第五項から第七項まで」を「第四十五條第八項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第四十五條の二第六項から第八項まで」に改める。

に限り、及び第二項から第四項までの規定は、前項において準用する第四十三條の規定による命令(事業の停止の命令に限る。)について準用する。この場合において、第百二十二條の二第一項及び第二項中「地方運輸局長」とあるのは、「地方運輸局陸運支局長」と読み替えるものとする。

第百二十一條中「第四十三條」を「第四十三條(第四十五條の二第三項及び第九十八條第二項において準用する場合を含む。)」に、「第四十五條の二第三項及び第九十八條第二項及び第百二條第三項」に改める。

第百二十八條の二中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「及び第七十二條」を「第七十二條及び第九十八條第二項」に改める。

第百二十八條の三中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第百二條第一項」を「第二十四條の三(第四十五條第七項、第四十五條の二第五項及び第九十八條第二項において準用する場合を含む。)」又は「第百二條第一項」に改める。

第百三十條中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第九十八條」を「第九十八條第一項」及び「第百二條第三項」を「第九十八條第二項及び第百二條第三項」に改める。

第百三十八條中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第四十五條第七項、第十項、第十二項若しくは第十三項、第四十五條の二第五項から第七項まで」を「第四十五條第八項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第四十五條の二第六項から第八項まで」に改める。

第百三十八條中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第四十五條第七項、第十項、第十二項若しくは第十三項、第四十五條の二第五項から第七項まで」を「第四十五條第八項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第四十五條の二第六項から第八項まで」に改める。

第百三十八條中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第四十五條第七項、第十項、第十二項若しくは第十三項、第四十五條の二第五項から第七項まで」を「第四十五條第八項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第四十五條の二第六項から第八項まで」に改める。

第百三十八條中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第四十五條第七項、第十項、第十二項若しくは第十三項、第四十五條の二第五項から第七項まで」を「第四十五條第八項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第四十五條の二第六項から第八項まで」に改める。

第百三十八條中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第四十五條第七項、第十項、第十二項若しくは第十三項、第四十五條の二第五項から第七項まで」を「第四十五條第八項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第四十五條の二第六項から第八項まで」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第百二十八條の三の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

〔鶴岡洋君登壇 拍手〕

○鶴岡洋君 ただいま議題となりました道路運送法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における軽自動車を使用する軽車両等運送事業者による運送の実態等にかんがみ、自動車による貨物運送を業務とする者による有償旅客運送行為を禁止するとともに、軽車両等運送事業者に対し監督を強化すること等により、道路運送事業の適正な運営及び道路運送に関する秩序を確立しようとするものでありまして、その主な内容は、第一に、貨物の運送に係る自動車運送事業者は、災害のため緊急を要するとき等の場合を除き、有償で旅客の運送をしてはならないこととする。第二に、軽自動車を使用して貨物を運送する軽車両等運送事業者に対し、同様の禁止措置を講ずるとともに、運輸大臣は、当該事業者がこの法律またはこの法律に基づく命令等に違反したときは事業の停止等を命ずることができることとする。第三に、第一及び第二の禁止措置に違反した者を新たに処罰の対象とすること。第四に、この法律は、公布の日から起算して一カ月を経過した日から施行すること。ただし、有償旅客運送行為の禁止に係る罰則規定は、公布の

日から起算して一年を経過した日から施行すること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、瀬谷理事より、各会派共同提案に係る軽貨物自動車による違法行為の排除に最大限の努力をすること等三項目を内容とする附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君
副議長 阿具根 登君

議員
中野 鉄造君 服部 信吾君
刈田 貞子君 坂山 映子君
大川 清幸君 桑名 義治君
馬場 富君 鶴岡 洋君

小西 博行君 伊藤 郁男君
太田 淳夫君 矢原 秀男君
藤原 房雄君 中村 鋭一君
井上 計君 沖 外夫君
中野 明君 三木 忠雄君
原田 立君 飯田 忠雄君
柳澤 鍊造君 山田 勇君
宮澤 弘君 杉山 令華君
塩出 啓典君 田代富士男君
黒柳 明君 和田 教美君
栗林 卓司君 柄谷 道一君
宮田 輝君 峯山 昭範君
多田 省吾君 高桑 栄松君
中西 珠子君 田淵 哲也君
三治 重信君 鳩山威一郎君
二宮 文造君 鈴木 一弘君
白木義一郎君 高木健太郎君
伏見 康治君 藤井 恒男君
関 嘉彦君 田中 正巳君
中山 千夏君 木本平八郎君
青木 茂君 下村 泰君
山田耕三郎君 秦 豊君
喜屋武眞榮君 青島 幸男君
石井 道子君 石井 一二君
浦田 勝君 大浜 方榮君
岡野 裕君 海江田鶴造君
工藤万砂美君 小島 静馬君
松浦 功君 福田 宏一君
仲川 幸男君 高木 正明君
関口 恵造君 梶原 清君
高平 公友君 沢田 一精君
佐々木 満君 後藤 正夫君

長谷川 信君 成相 善十君
堀内 俊夫君 井上 吉夫君
夏目 忠雄君 坂野 重信君
斎藤榮三郎君 山東 昭子君
岡田 広君 上條 勝久君
中村 太郎君 遠藤 要君
熊谷太三郎君 源田 実君
植木 光教君 岩動 道行君
古賀雷四郎君 中山 太郎君
大城 眞順君 江島 淳君
川原新次郎君 田沢 智治君
内藤 健君 藤田 栄君
吉村 真事君 吉川 芳男君
吉川 博君 矢野俊比古君
前島英三郎君 倉田 寛之君
佐藤榮佐久君 志村 哲良君
杉元 恒雄君 曾根田郁夫君
竹山 裕君 名尾 良孝君
藤井 孝男君 大木 浩君
岩本 政光君 板垣 正君
井上 孝君 下条進一郎君
岩崎 純三君 大河原太一郎君
伊江 朝雄君 遠藤 政夫君
金丸 三郎君 亀長 友義君
北 修二君 斎藤 十朗君
山本 富雄君 亀井 久興君
大島 友治君 安孫子藤吉君
林 道君 平井 卓志君
藤田 正明君 山内 一郎君
土屋 義彦君 西村 尚治君
初村清一郎君 松垣徳太郎君
長田 裕二君 世耕 政隆君

増田 盛君 野末 陳平君
柳川 覺治君 宮島 澁君
水谷 力君 添田増太郎君
田 英夫君 宇都宮徳馬君
出口 廣光君 林 健太郎君
藤野 賢二君 星 長治君
松岡清寿男君 大坪健一郎君
前田 勲男君 岩上 二郎君
谷川 寛三君 井上 裕君
田代由紀男君 森田 重郎君
鶴山 篤君 林 寛子君
藤井 裕久君 降矢 敬義君
堀江 正夫君 増岡 康治君
真鍋 賢二君 最上 進君
志苦 裕君 坂元 親男君
中西 一郎君 原 文兵衛君
志村 愛子君 梶木 又三君
小林 国司君 浜本 万三君
石本 茂君 嶋崎 均君
河本嘉久蔵君 安田 隆明君
山崎 竜男君 上田 稔君
野田 哲君 小山 一平君
梶原 敬義君 稻村 稔夫君
菅野 久光君 吉川 春子君
下田 京子君 糸久八重子君
久保田真苗君 上野 雄文君
本岡 昭次君 佐藤 昭夫君
近藤 忠孝君 鈴木 和美君
佐藤 三吾君 松前 達郎君
安武 洋子君 内藤 功君
高杉 勉忠君 村沢 牧君
安恒 良一君 大木 正吾君

昭和六十年三月二十日 参議院會議録第八号 議長の報告事項

一一三〇

久保 亘君 山中 郁子君

橋本 敦君 青木 新次君

対馬 孝且君 粕谷 照美君

片山 基市君 赤桐 操君

神谷信之助君 安永 英雄君

和田 静夫君 松本 英一君

小笠原貞子君 市川 正一君

小野 明君 大森 昭君

矢田部 理君 中村 哲君

八百板 正君 瀬谷 英行君

小柳 勇君 秋山 長造君

上田耕一郎君 宮本 顯治君

内閣総理大臣 中曾根康弘君

大蔵大臣 竹下 登君

厚生大臣 増岡 博之君

通商産業大臣 村田敬次郎君

運輸大臣 山下 徳夫君

自治大臣 古屋 亨君

国務大臣(経済企画庁長官) 金子 一平君

政府委員 内閣官房副長官 山崎 拓君

科学技術政務次官 内藤 健君

大蔵省主税局長 梅澤 節男君

厚生政務次官 高橋 辰夫君

通商産業政務次官 田沢 智治君

運輸政務次官 小里 貞利君

自治省税務局長 矢野浩一郎君

議長の報告事項

去る二月十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

福田 宏一君

辞任

大蔵委員

大浜 方栄君

小西 博行君

文教委員

辞任

栗林 卓司君

社会労働委員

辞任

岩動 道行君

商工委員

辞任

福田日出磨君

運輸委員

辞任

志村 哲良君

建設委員

辞任

加藤 武徳君

藤田 栄君

予算委員

辞任

竹山 裕君

藤田 栄君

松岡満寿男君

補欠

加藤 武徳君

補欠

岩動 道行君

福田日出磨君

栗林 卓司君

補欠

小西 博行君

補欠

大浜 方栄君

補欠

杉元 恒雄君

補欠

藤田 栄君

補欠

志村 哲良君

補欠

福田 宏一君

補欠

西村 尚治君

森田 重郎君

斎藤 十朗君

議院運営委員

辞任

斎藤 十朗君

森田 重郎君

中野 明君

鈴木 一弘君

上田耕一郎君

補欠

松岡満寿男君

藤田 栄君

鈴木 一弘君

補欠

中野 鉄造君

鈴木 一弘君

中野 明君

鈴木 一弘君

上田耕一郎君

補欠

松岡満寿男君

藤田 栄君

鈴木 一弘君

上田耕一郎君

補欠

中野 鉄造君

鈴木 一弘君

中野 明君

鈴木 一弘君

上田耕一郎君

補欠

松岡満寿男君

藤田 栄君

馬場 富君 中野 鉄造君

鈴木 一弘君 中野 明君

近藤 忠孝君 上田耕一郎君

上田耕一郎君

補欠

松岡満寿男君

藤田 栄君

鈴木 一弘君

上野 雄文君

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十九年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十九年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和五十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律

昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

去る二月十四日内閣から次の議案が提出された。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)

去る二月十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

峯山 昭範君

補欠

太田 淳夫君

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十九年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十九年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和五十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

地方行政委員

辭任

太田 淳夫君

補欠

峯山 昭範君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

住宅金融公庫法及び北海道防犯住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

基礎技術研究円滑化法案(閣法第三八号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

入場税法の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)

大蔵委員会に付託

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

建設委員会に付託

同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。

委員派遣変更承認要求書

昭和六十年二月七日提出し、二月八日議長の承認を得た昭和六十年度総予算の審査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員「第一班 長田裕二、大河原太一郎、内藤功、伊藤郁男、沢田一精、宮島澁、久保亘、安恒良一」第三班 龜井久興、岩本政光、志苦裕、志村哲良、増岡康治、高桑栄松」とあるのを、「第一班 長田裕二、大河原太一郎、内藤功、伊藤郁男、沢田一精、宮島澁、久保亘、安恒良一、中野鉄造」第三班

宮島澁、久保亘、安恒良一、中野鉄造」第三班

昭和六十年三月二十日 参議院会議録第八号 議長の報告事項

龜井久興、岩本政光、志苦裕、志村哲良、増岡康治に、費用概算一、〇五八、二八〇円とあるのを「一、一四、四四〇円」に変更したい。

右のとおり承認を求めます。

昭和六十年二月十五日

予算委員長 長田 裕二

参議院議長 木村 陸男殿

同日議長から次の質問主意書が提出された。

地方自治体の監査委員制度に関する質問主意書(木本平八郎君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩の空の安全確保に関する質問に対する答弁書

参議院議員木本平八郎君提出タクシー運賃問題に関する質問に対する答弁書

去る二月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

地方自治体の監査委員制度に関する質問主意書(木本平八郎君提出)

去る二月十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辭任 齋藤 十朗君 補欠 長谷川 信君

久保田真田君 本岡 昭次君

上田耕一郎君 安武 洋子君

決算委員

学校教育法の一部を改正する法律案(佐藤誼君外二名提出)(衆第三三三号)

学校教育法等の一部を改正する法律案(中西績介君外二名提出)(衆第四四号)

公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(中西績介君外二名提出)(衆第五五号)

去る二月十九日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案(閣法第四一五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

農林水産委員会に付託

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

商工委員会に付託

去る二月二十日内閣総理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

福岡県選出(二月二十日当選)

添田 増太郎君 (故村田秀三君の補欠)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辭任 安武 洋子君 補欠 佐藤 昭夫君

通信委員

辭任 佐藤 昭夫君 補欠 安武 洋子君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四二二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外二名提出)(衆第六六号)

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員災害補償法の改正に関する意見を受領した。

同日ジョージ・ブッシュ副大統領(上院議長)より次の礼状を接受した。

私の二期目の副大統領就任にあたり、御祝電をいただきありがとうございます。閣下の御親切な御支援の言葉に衷心より感謝いたしますと共に、私に与えられました名誉をありがたく思っております。大統領と私は、我々の第一期目の成果を大いに誇りにいたしており、この期間に我々の指標となつた根本方針を米国民が圧倒的に支持してくれたことを嬉しく思っております。しかし、今回の選挙をして就任式が終わつたのは嬉しいことです。今や我々が直面している諸問題が解決し、我々に続く人々のために世界平和と経済の安定という遺産をつくりあげ、前進する時であります。我々の前方には難問が横たわっておりますが、我々は今後も我々二国間の友好関係の発展のために努力を続けるつもりであります。

去る二月二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任

佐藤 昭夫君

補欠

安武 洋子君

通信委員

辞任

安武 洋子君

補欠

佐藤 昭夫君

去る二月二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

本岡 昭次君

補欠

久保田真苗君

決算委員

辞任

上田耕一郎君

補欠

安武 洋子君

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県金武町における殺人事件と日本の捜査権に関する質問に対する答弁書

参議院議員木本平八郎君提出地方自治体の監査委員制度に関する質問に対する答弁書

去る二月二十三日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和五十九年度第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

去る二月二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

関 嘉彦君

補欠

小西 博行君

文教委員

辞任

小西 博行君

補欠

関 嘉彦君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

た。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

貿易研修センター法を廃止する等の法律案（閣法第四三三号）

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和五十九年度第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

去る二月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

小西 博行君

補欠

関 嘉彦君

文教委員

辞任

関 嘉彦君

補欠

小西 博行君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

通信委員会

理事 宮田 輝君（宮田輝君の補欠）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

総務庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第四四四号）

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第四四五号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。

昭和五十九年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その1）

昭和五十九年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その1）

昭和五十九年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その1）

昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査（その1）

去る二月二十七日内閣から次の議案が提出された。

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第四六四号）

去る一日内閣から次の議案が提出された。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

農業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第四八八号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）

法務委員会に付託

農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

石油製品の通関手続等に関する質問主意書（木本平八郎君提出）

石油製品の輸入問題に関する質問主意書（木本平八郎君提出）

去る二日次の質問主意書を内閣に転送した。

石油製品の通関手続等に関する質問主意書（木本平八郎君提出）

石油製品の輸入問題に関する質問主意書（木本平八郎君提出）

去る五日議員から次の議案が提出された。

道路運送法の一部を改正する法律案（梶原清君外二名発議）（参第一号）

同日内閣から次の議案が提出された。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第五二二号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三二二号）

地方行政委員会に付託

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

法務委員会に付託

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第四六四号）

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

内閣委員会に付託

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案（閣法第二〇号）

法務委員会に付託

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案(閣法第四一号) 運輸委員会に付託
 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三五号) 建設委員会に付託
 同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
 官職名 官職名
 人事官 愛川 重義君 (満了) 昭三・四
 資源エネ ルギー庁 榎山 博昭君 通商産業 大臣官房 同
 石炭部長 付

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

資源エネルギー庁石炭部長 高橋 達直君
 同日内閣総理大臣から議長宛、資源エネルギー庁石炭部長高橋達直君(同日議長承認を第百二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
 去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

中野 明君

議院運営委員

辞任

鈴木 一弘君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

工場抵当法の一部を改正する法律案(近藤鉄雄

君外七名提出)(衆第七号)

同日議長は、次の議員提出案を運輸委員会に付託した。

道路運送法の一部を改正する法律案(梶原清君外二名発議)(参第一号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を農林水産委員会に付託した。

蘭系価格安定法及び蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

道路運送法の一部を改正する法律案(梶原清君外二名発議)

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員 水谷 力君 補欠 安田 隆明君

運輸委員 安田 隆明君 補欠 水谷 力君

建設委員 山崎 竜男君 補欠 福田 宏一君

予備委員 福田 宏一君 補欠 山崎 竜男君

辞任 中村 太郎君 補欠 山東 昭子君

西村 尚治君 補欠 林 健太郎君

海江田鶴造君 補欠 矢野俊比古君

成相 善十君 吉村 真事君

長谷川 信君 斎藤 十朗君

決算委員

辞任

矢野俊比古君 補欠 海江田鶴造君

議院運営委員

辞任

吉村 真事君 補欠 成相 善十君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

運輸委員会

理事 矢野 秀男君 (桑名義治君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

あへん特別会計法を廃止する法律案(閣法第五三三号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

総務庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第四四号)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

道路運送法の一部を改正する法律案(参第一号) 審査報告書

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員 安田 隆明君 補欠 水谷 力君

運輸委員

辞任

福田 宏二君 補欠 山崎 竜男君

水谷 力君 補欠 安田 隆明君

建設委員

辞任

山崎 竜男君 補欠 福田 宏一君

予備委員

辞任

村沢 牧君 補欠 大森 昭君

議院運営委員

辞任

大森 昭君 補欠 村沢 牧君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任

寺田 熊雄君 補欠 久保 巨君

丸谷 金保君 補欠 佐藤 三吾君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五四号)

国際観光振興会法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

た。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第二号)

同日議長は、次の内閣提出案を農林水産委員会に付託した。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を地方行政委員会に付託した。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された次の議案を法務委員会に付託した。

工場抵当法の一部を改正する法律案(近藤鉄雄君外七名提出)(衆第七号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員木本平八郎君提出石油製品の通関手続等に関する質問に対する答弁書

参議院議員木本平八郎君提出石油製品の輸入問題に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(昭和五十九年十二月二十四日任期満了の島村武久の後任) 向坂 正男

同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したので、宇宙開発委員会設置法第七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求

書を受領した。

書を受領した。

記

(三月三十一日任期満了による再任) 齋藤 成文

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(近く辞任予定の平井富三郎の後任) 川出 千速

(四月十九日任期満了の梶浦英夫の後任) 村本 周三

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したので、社会保険協議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月一日任期満了による再任) 圓城寺次郎

同日内閣から、左記の者を商品取引所審議会会長及び同委員に任命したので、商品取引所法第三十九條第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月三十一日任期満了の岡田覺夫の後任)(会長) 別府 正夫

(同日任期満了の林周二の後任)(委員) 神崎 克郎

(同日任期満了による再任)(同) 久保田 晃

(同日任期満了の別府正夫の後任)(同) 酒巻 俊雄

杉山 克己

同日内閣から、左記の者を鉄道建設審議会委員に任命したので、鉄道敷設法第六條第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月三十一日任期満了の竹田弘太郎の後任) 上山 善紀

(同日任期満了による再任) 山田 明吉

(同日任期満了の藤本一郎の後任) 宮崎 輝

(同日任期満了による再任) 宇野 收

(同日任期満了の松沢卓二の後任) 大和田啓氣

(同日任期満了による再任) 川勝 堅二

(同日任期満了による再任) 八十島義之助

(同日任期満了による再任) 山口 真弘

去る九日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任 久保 亘君 補欠 寺田 熊雄君

佐藤 三吾君 丸谷 金保君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

法人税法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

入場税法の一部を改正する法律案(閣法第三三三号) 大蔵委員会に付託

昭和六十年年度一般会計予算(閣予第四号)

昭和六十年年度特別会計予算(閣予第五号)

昭和六十年年度政府関係機関予算(閣予第六号)

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 斎藤 十朗君 補欠 水谷 力君

吉村 真事君 成相 善十君

矢野俊比古君 海江田鶴造君

大森 昭君 村沢 牧君

辞任 海江田鶴造君 補欠 矢野俊比古君

議院運営委員

辞任 水谷 力君 補欠 斎藤 十朗君

成相 善十君 吉村 真事君

村沢 牧君 大森 昭君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案(木島喜兵衛君外二名提出)(衆第八号)

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(木島喜兵衛君外二名提出)(衆第九号)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 国民年金法等の一部を改正する法律案(第百一回国会開法第三六号)の審査に資するため、現地において意見聴取等を行う。

一、派遣委員

第一班 遠藤 政夫 関口 恵造

高杉 勉忠 中野 鉄造

大浜 方策 森下 泰

浜本 万三 安武 洋子

藤井 恒男

第二班 佐々木 満 石井 道子

曾根田郁夫 前島英三郎

糸久八重子 中西 珠子

下村 泰

一、派遣地

第一班 大阪府

第二班 宮城県

一、期間 両班とも三月二十二日及び二十三日の二日間

一、費用 概算四六四、〇〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和六十年三月十一日

社会労働委員長 遠藤 政夫

参議院議長 木村 睦男殿

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

水谷 力君 補欠

鳩山威一郎君 竹山 裕君

議院運営委員

辞任

斎藤 十朗君 補欠

水谷 力君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

雇用保険法の一部を改正する法律案(池端清一君外三名提出)(衆第一〇号)

同日議長は、K・U・チェルネンコ・ソ連邦最高会議幹部会議長の逝去に対して弔意を表するた

め、A・E・ヴォス同国最高会議民族会議議長宛、次の弔電を発送した。

K・U・チェルネンコ・ソ連邦最高会議幹部会議長閣下の突然の訃報に接し、まことに哀惜の念にたえません。参議院を代表して深甚なる哀悼の意を表します。

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

浦田 勝君 補欠

梶原 清君 斎藤 十朗君

竹山 裕君 吉村 真事君

野末 陳平君 鳩山威一郎君

田 英夫君

議院運営委員

辞任

吉村 真事君 補欠

梶原 清君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を運輸委員会に付託した。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五四号)

国際観光振興会法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

斎藤 十朗君 補欠

上田耕一郎君 吉川 博君

柄谷 道一君 近藤 忠孝君

青木 茂君 中村 鋭一君

田 英夫君 木本平八郎君

野末 陳平君

議院運営委員

辞任

吉川 博君 補欠

斎藤 十朗君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 原田 立君 (太田淳夫君の補欠)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を内閣委員会に付託した。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(閣法第二五五号)

去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

吉村 真事君 補欠

吉川 博君 梶原 清君

近藤 忠孝君 石井 道子君

中村 鋭一君 吉川 春子君

木本平八郎君 柄谷 道一君

青木 茂君

決算委員

辞任

石井 道子君 補欠

斎藤 十朗君

議院運営委員

辞任

梶原 清君 補欠

斎藤 十朗君 吉村 真事君

同日内閣から次の議案が提出された。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(閣法第二五五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案(閣法第五七号)

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

石井 道子君 補欠

吉川 春子君 斎藤 十朗君

同日十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任

斎藤 十朗君 補欠

石井 道子君

近藤 忠孝君

一昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

二三五

昭和六十年三月二十日 参議院會議録第八号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

予算委員

辞任

補欠

斎藤 十朗君 松岡満寿男君
山東 昭子君 水谷 力君
鈴木 一弘君 矢原 秀男君
近藤 忠孝君 佐藤 昭夫君

決算委員

辞任

補欠

佐藤 昭夫君 近藤 忠孝君

辞任

補欠

松岡満寿男君 斎藤 十朗君
水谷 力君 山東 昭子君

同日議長は、次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
(閣法第五八号)

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

昭和六十年度一般会計予算

昭和六十年度特別会計予算

昭和六十年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題 昭和六十年度総予算について

一、開会の日 昭和六十年三月二十六日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二条により承認を求めます。

昭和六十年三月十八日

予算委員長 長田 裕二

参議院議長 木村 睦男殿

昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

水谷 力君 山東 昭子君
松岡満寿男君 斎藤 十朗君
矢田部 理君 梶原 敬義君
高桑 栄松君 和田 教美君
矢原 秀男君 鈴木 一弘君
佐藤 昭夫君 神谷信之助君

決算委員

辞任

補欠

梶原 敬義君 矢田部 理君
近藤 忠孝君 佐藤 昭夫君

参議院運営委員

辞任

補欠

山東 昭子君 水谷 力君
斎藤 十朗君 松岡満寿男君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(閣法第五九号)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(閣法第六〇号)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(閣法第六一号)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(閣法第六二号)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(閣法第六三号)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(閣法第六五号)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(閣法第六六号)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(閣法第六七号)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(閣法第六八号)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(閣法第六九号)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案(閣法第七〇号)

た。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

半導体集積回路の回路配置に関する法律案(閣法第六三三号)

中小企業技術開発促進臨時措置法案(閣法第六四四号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を環境特別委員会に付託した。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

本日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五十条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記 (三月四日任期満了の愛川重義の後任) 佐野 弘吉

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

沖繩の空の安全確保に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年一月二十五日 喜屋武真榮

参議院議長 木村 睦男殿

沖繩の空の安全確保に関する質問主意書

運輸省は、本年一月十六日、沖繩の民間航空路整備について、来る四月一日から沖繩路線にVOR(超短波全方向無線標識)を六線、NDB(無指向性無線標識)を三線導入し、また、嘉手納基地に於つたVORTAC(航空機の方角・距離を知らせるための航行援助無線施設)を那覇に移す

と発表した。これ等の措置は、民間航空路の整備と安全対策を目的とするものと思われる。

ところで、航空管制官等で組織する全運輸省労働組合沖繩航空支部(甲斐一範委員長)は、昨年十二月に、「航空黒書」なる報告書を発表し、その中で、那覇航空管制部の経験するニアミス及びコンフリクション(管制基準で決められた安全間隔を割つた状態)は、全国平均と比べて多いと報告している。ちなみに、那覇航空管制部に勤務する管制官一三人を対象にした昭和五十九年七月の調査によれば、昭和五十八年六月から昭和五十九年五月までの一年間に、ニアミスまたはコンフリクションを経験した管制官は四〇人(三五パーセント)に達するとしている。そして、その対象機種は、民間機対軍用機が全体の六二パーセントを占めているとのことである。

この様なニアミスやコンフリクションの多発の原因として、同報告書は、(一)処理能力を超える交通量、(二)前近代的な管制方式との混在、(三)思考能力を低下させる繁忙時の通信負荷率、(四)沖繩の米軍が制空権を握り続けていること、(五)米軍の軍事空域が「見えざる空の軍事フェンス」になつて民間機の安全飛行を妨げていること、の五項目を挙げている。

以上の点を踏まえて、以下具体的に質問する。

一 この度の運輸省による沖繩空域における民間航空路の整備措置により、その安全性の点において、従来と比べてどの様に改善されるのであるか、具体的に示されたい。

二 前記労働組合が指摘したニアミスまたはコンフリクション多発の原因は、五項目あるが、それぞれ別の項目に関する政府の認識を示された

い。そして、今回の運輸省による航空路の整備措置により、これ等五項目に列挙する原因が解消若しくは軽減されることとなるのかどうか、各項目ごとに説明されたい。

「前記労働組合の報告書によれば、沖縄空域におけるニアミスやコンフリクションの防止対策としては、制空権を握り続けている米軍との空域構成の改善が急務であると結論づけ、特に安全を阻害している、次のワースト・スリー空域たる、①「ホテル・ホテル空域」②「伊江島空域」③「沖縄北部訓練空域」の三つは返還が望ましいとしている。政府はこれ等三空域の返還交渉をすべきであると考えるが、その意思があるか。全部返還が無理なら、対象面積を縮小する一部返還についてはどう考えるか。

更に、前記労働組合の報告書によれば、沖縄の米軍空域のうち、(1)「ゴルフ・ゴルフ訓練空域」(2)「赤尾嶼空域」(3)「沖大東島空域」(4)「インディア・インディア空域」の四空域は、現在ほとんど使用されていないので、早急に返還せしめて、空の安全を図るべきであると言っている。政府は、これ等四空域の即時返還を求めるときであると考えるが、これに対する見解を承りたい。

現在、沖繩周辺に存在する米軍の軍事空域の箇數、名稱、位置、それぞれの面積及び陸面積、各空域の使用状況、そして、これ等は全てわが国の領域内にあるのか、公海上にもまたがるのか、示されたい。

六 最近五年間の沖縄空域における米軍による「アルト・ラブ」の回数及びその占有時間を各年度ごとに示されたい。

七 沖繩における陸上の「目に見える」米軍基地の整理縮少の促進は、政府の公約であるが、同時に、海域及び空域にも「見えざる軍事フェンス」が存在し、民間の船舶及び航空機の安全運行を阻害していることを重視し、遊休化している施設は、早期に返還を求めると考えられている。これに対する政府の見解を示されたい。

入 沖繩空域の「航空交通管制権」を現在、米軍が一元的に行使していることは、わが国の主権を侵害しているとの議論もある。この点について、政府はどう考えるか。

また、米軍に「航空交通管制権」を委ねている昭和五十年五月の日米合同委員会合意を改め、「航空交通管制権」を、主権国家であり、且つ、高度の科学技術水準を誇るわが国自ら行使すべきではないのか。それを敢えて米軍に委ねている理由は何か。

右質問する。

昭和六十年二月十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

木村 睦男殿

參議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩の空の安全確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩の空の安全確保に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の沖縄地区の航空路の整備については、従来よりも航空路として指定される空域が拡大することとなるので、航空交通の安全は、

より一層向上するものと考ええる。

二について

(1) 沖縄地区における航空交通の安全の確保については、従来から、交通量に応じて航空管制の処理能力の増強に努めるとともに、レーダーの覆域の拡大及び航空路と米軍の使用する訓練空域との分離を図ってきたこと、また、米軍の行っている進入管制業務は国際民間航空機関（ICAO）の定めた基準と同等のものとなつてゐること等により、その確保が図られてゐるところである。

は、より一層向上するものと考える。

三、四及び七について

御指摘の空域については、米軍の円滑な活動を確保することは日米安保条約の目的達成のために緊要であるとの観点から米軍の任務の所要を勘案しつつ、民間航空交通の安全の確保のため必要な調整を図っていく所存である。

五について

日米地位協定第二条の規定により米國が使用を許されている空域及び日本國の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図る等のために区域を指定して米國が使用する空域として告示されているものうち、沖縄県及びその周辺に所在するものは、別表のとおり十四箇所である。

なお、これらの空域の使用状況については、承知していない。

別表

名 称	区 域	内 訳
伊江島補助飛行場	第一区域 北緯二六度四四分、東經一二七度四六分の点を中心とする半径五海里の円形区域 高度制限 四、六七〇メートル以下	領空及び公海の上空
キャンプ・ハンセン	第二区域 北緯二六度四〇分、東經一二七度三六分の点と北緯二六度五一分、東經一二七度三一分の点を結んだ線、北緯二六度五〇分、東經一二七度三一分の点と北緯二六度五〇分、東經一二七度四六分の点を中心とする半径一五海里の時計回りの弧で結んだ線及び北緯二六度五〇分、東經一二八度〇一分の点と北緯二六度四四分、東經一二七度三六分の点を順次に結ぶ線によつて囲まれる区域 高度制限 三、九七二メートル以下	領空

鳥島射爆撃場	北緯二六度三六分、東經一二六度五〇分の点を中心とした半径五海里の円形区域 高度制限 九二メートル以下	領空
出砂島射爆撃場	次の各点を結ぶ線によつて囲まれる区域 (1) 北緯二六度二七分、東經一二六度五六分 (2) 北緯二六度二七分、東經一二七度〇七分 (3) 北緯二六度二二分、東經一二七度〇七分 (4) 北緯二六度二二分、東經一二六度五六分 高度制限 四、六七〇メートル以下	領空
久米島射爆撃場	次の各点を結ぶ線によつて囲まれる区域 (1) 北緯二六度二七分、東經一二六度四八分 (2) 北緯二六度二七分、東經一二六度五六分 (3) 北緯二六度二二分、東經一二六度五六分 (4) 北緯二六度二二分、東經一二六度四八分 高度制限 四、六七〇メートル以下(四、六七〇メートルを超えるものはノータム(航空情報)による。)	領空
黄尾嶼射爆撃場	黄尾嶼の陸岸から一〇〇メートルの線によつて囲まれる区域 高度制限 一、二一六メートル以下	領空
赤尾嶼射爆撃場	北緯二五度五四分、東經一二四度三四分の点を中心とした半径五海里の円形区域 高度制限 一、二一六メートル以下	領空
沖大東島射爆撃場	第一区域 北緯二四度二八分、東經一三一度二一分の点を中心とした半径三海里の円形区域 第二区域 北緯二四度二八分、東經一三一度二一分の点を中心とした半径五海里の円形区域のうち第一区域を除く区域 高度制限 なし	領空
ホテル・ホテル訓練区域	次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる区域 (1) 北緯二六度二三分、東經一二八度二〇分 (2) 北緯二七度〇六分、東經一二九度一〇分 (3) 北緯二七度〇六分、東經一三一度〇〇分	公海の上空

インディア・イン ディア訓練区域	(4) 北緯二六度一〇分、東経一三二度〇〇分 高度制限 なし	領空及び公 海の上空
マイク・マイク訓 練区域	次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる区域 (1) 北緯二四度二三分、東経一三〇度四八分 (2) 北緯二五度二六分、東経一三一一度四二分 (3) 北緯二五度一三分、東経一三二度三一分 (4) 北緯二四度〇〇分、東経一三三度〇〇分 (5) 北緯二四度〇〇分、東経一三一一度二一分 高度制限 なし	公海の上空
ゴルフ・ゴルフ訓 練区域	次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる区域 (1) 北緯二五度四一分、東経一三〇度四五分 (2) 北緯二五度二六分、東経一三一一度四二分 (3) 北緯二五度四一分、東経一三〇度四五分 (4) 北緯二四度五三分、東経一三〇度〇四分 高度制限 なし	公海の上空
沖縄北部訓練区域	次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる区域 (1) 北緯二五度四一分、東経一三〇度四五分 (2) 北緯二五度二六分、東経一三一一度四二分 (3) 北緯二四度五三分、東経一三〇度四八分 (4) 北緯二四度五三分、東経一三〇度〇四分 高度制限 一、二一六メートル以下	公海の上空
沖縄南部訓練区域	北緯二七度〇一分、東経一二六度四五分と北緯二七度三〇分、東経一二五度五七分を結ぶ線、北緯二七度三〇分、東経一二五度五七分と北緯二八度一七分、東経一二七度〇八分を北緯二六度二三分、東経一二七度四八分を中心とした半径一二〇海里の時計回りの劣弧で結ぶ線、北緯二八度一七分、東経一二七度〇八分と北緯二七度二八分、東経一二七度二七分を結ぶ線、北緯二七度二八分、東経一二七度二七分と北緯二七度〇一分、東経一二六度四十五分を北緯二六度二三分、東経一二七度四八分を中心とした半径六八海里の反時計回りの劣弧で結ぶ線によつて囲まれる区域 高度制限 なし	公海の上空

(5) 北緯二四度〇〇分、東経一二七度二五分
(6) 北緯二四度五〇分、東経一二七度二五分
高度制限 なし

備考 空域については、面積による表示は適當でない。

六について

米軍の行動の内容に關することであるので、
申し上げられない。

八について

昭和五十五年五月の航空交通管制に關する日米
合同委員会合意により、米政府は日米地位協
定に基づきその使用を認められている飛行場及
びその周辺において引き続き管制業務を行うこ
とが認められているが、これは、日米地位協定
第三条の規定による米国の権限を前提とした上
で、航空交通管制の協調及び整合を図つた結果
であり、我が国の主権を侵害しているとの御指
摘は当たらない。

沖縄県金武町における殺人事件と日本の捜査
権に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

昭和六十年一月二十九日

喜屋武眞榮

参議院議長 木村 睦男殿

沖縄県金武町における殺人事件と日本の捜
査権に關する質問主意書

本年一月十六日未明、沖縄県金武町で、県民が
就寝中何者かに包丁で刺殺され、現金一万数千円

昭和六十年三月二十日 参議院會議録第八号 質問主意書及び答弁書

らかにされたい。

三 今回の事件の裁判権は日米いずれにあるか、
また、その法的根拠は何か。

四 今回の事件の捜査権は日米いずれにあるか、
また、その法的根拠は何か。

五 現在、ルイスの身柄は米側にあるが、ルイス
はどのような状態にあるのか。拘禁されている
のか。拘禁されているとすれば、その容疑は何
か。

六 本事件に關し、捜査当局並びに外務省等は、
米側に何らかの措置をとつたか。それらの措置
について、いつ、日本側の誰が米側の誰に、ど
のような内容の措置をとつたか、明らかにされ
たい。

七 捜査当局は、米側にルイス一等兵の身柄の引
渡しを求めたのか。求めたとすれば、いつ、誰
が米側の誰に行つたのか。また、その法的根拠
は何か。

八 米側から身柄の引渡しの拒否、その他何らか
の回答があつたか。拒否したとすれば、いつ、
誰が誰に行つたのか。

九 身柄に關しては、「地位協定」第十七条5(a)と
5(c)が問題になるが、言うまでもなく(a)は基本
原則、(c)は例外を定めたものである。本件は、
日本側に第一次裁判権があり、広い意味での裁
判権の発動としての捜査において、日本側が被
疑者の身柄引渡しを求めている以上、米側が身
柄の引渡しを拒む理由は何か。

本件のように、事実關係が比較的明瞭であつ
て、日本側が裁判権を行使する意思が明確であ
り、また被疑者の米軍における地位等を考える
と、本件は、米側が身柄をどうしても確保して

おかねばならない場合に当たるとは考えら
れず、したがつて、米側が身柄の引渡しを拒否
するのは「地位協定」第十七条5(c)による権利の
濫用であり、したがつて、同協定第十七条5(a)
の原則に違反すると思うが、この点に關する政
府の見解はどうか。また、この点に關し、米側
の見解についても明らかにされたい。

十 昭和五十七年三月、同じ金武町で発生した米
兵による日本人殺害事件では、基地内で容疑者
を日本側が逮捕したとの報道があるが、事実
か。事実だとすれば、何故本件についてもそれ
ができなかつたのか。米軍司令官や日本側の姿
勢の差によるのではないのか。

十一 被疑者ルイスは日本側の取調べに對して、
犯行を否認していると聞くが、現在のような任
意の取調べを続けられれば、日米合同委員会合意に
よる期間内に捜査を完了し起訴することも困難
となり、たとえ起訴したとしても公判の維持に
障害が生ずるおそれはないか。そのようなおそ
れがあるからこそ、報道されているように日本
側は身柄の引渡しを求めたのではないのか。

十二 (1) 以上の問題は、根本的には日本側に裁
判権があるにも拘わらず、捜査権に制約
があることによるものと思われる。たと
え基地内といえども、日本側が制約なし
に逮捕できるように關係規定を改正し、
「地位協定」が不平等条約であるという非
難に應えるべきであると思うが、この点
に關する政府の見解はどうか。

(2) これに關連して、NATOに加盟する
英国、西独、伊国においては、駐留米軍
人等の基地内の逮捕等「刑事特別法」第

昭和六十年三月二十日 参議院會議録第八号 質問主意書及び答弁書

十条関係)及び逮捕された者の身柄の引渡し(地位協定第十七条5(ロ)関係)については、どのように規定されているのか、明らかにされたい。

十三 報道によると米側は遺族への補償については善処を約していると伝えられるが、従来の補償の実態を明らかにされたい。

十四 今回の事件に関連して、在日米軍の最高幹部に対して、日本政府から米軍の軍紀の厳正を強く申し入れるべきことは当然であると思ふが、政府の考えはどうか。右質問する。

昭和六十年二月二十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県金武町における殺人事件と日本の捜査権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県金武町における殺人事件と日本の捜査権に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄県警察は、本年一月十六日、沖縄県国頭郡金武町に所在する自宅において被害者が背中を刺され死亡している旨の被害者の妻からの通報により、事件を認知し、石川警察署に捜査本部を設置して鋭意捜査を実施した。同警察は、右捜査の結果、米海兵隊員であるケルベン・I・ルイスを被疑者として、米軍当局の十分な

協力を得てその取調べを行うとともに所要の捜査を行つて、二月七日本件を住居侵入・強盗殺人被疑事件として那覇地方検察庁に送致した。二月二十日現在、なお捜査中である。

二及び十三について
沖縄の復帰後における米軍人による日本人等を被害者とする殺人事件(強盗殺人、強姦致死、傷害致死を含む)の発生状況は、別表のとおりであるが、一般に殺人等の凶悪事件の発生は、様々な要因に基づくものであり、それが何に起因するかを断定することは困難である。

なお、これらの事件に係る請求権は、日米地位協定第十八条6の規定に基づき処理されている。

三について

今回の事件の被疑者ルイスに対しては、日米地位協定第十七条の規定により、日米双方が裁判権を有しているが、第一次裁判権は、我が国当局が有する。

四について

我が国の法令によつて罰することができる罪に係る事件について、我が国が捜査権を有していることは言うまでもない。他方、米軍も日米地位協定第十七条10の規定により一定の範囲で警察権が認められている。

五、七及び八について

御指摘の被疑者は、二月二十日現在、殺人の容疑で米軍当局により拘禁されていると承知している。

なお、被疑者の身柄引渡しについては、沖縄県警察において、一月十八日に石川警察署長が

米海軍調査局沖縄所長に対し、また、一月二十一日に刑事部長が在沖縄米軍四軍調整官に対し要請し、米側は、日米地位協定第十七条5(ロ)の規定に基づき引き続き被疑者の拘禁を行う旨回答してきた。

六及び十四について

捜査当局は、事件発生直後から、米側に協力を要請し、その協力を得て鋭意捜査を進めてきている。また、政府は、日米合同委員会の場等を通じて、米側に対し綱紀粛正・再発防止等の申し入れを行った。なお、米側は、本件について遺憾の意の表明を行うとともに、捜査に全面的に協力してきている。

九及び十二について

日米地位協定第十七条5(ロ)の規定は、第一次裁判権を行使すべき我が国の立場及び自国軍隊の構成員等を保護するという米側の立場の均衡を図る上で相当なものであり、政府としては、

同規定を改正することは考えていない。また、米側は、日米地位協定の規定に基づき本件に対処しているものであり、政府としては、問題はないと考えている。

なお、NATO諸国間で締結されている同種の協定(いわゆる「NATO協定」)における刑事裁判権に関する規定は、日米地位協定における同様の規定振りになっていると承知している。

十及び十一について
本件においては、被疑者の身柄の連行、証拠の収集等、米軍当局の十分な協力を得て円滑に捜査が行われてきている。

なお、御指摘の事件の場合は、被疑者の身柄が日米地位協定第十七条5(ロ)にいう「合衆国の手中にあるとき」に該当しなかつたことから、我が国警察当局が米軍当局の同意を得て施設・区域内で被疑者を逮捕したものである。

別表

(沖縄県関係)

番号	事案の概要(罪名)	身柄の拘束状況	裁判結果及び刑の執行状況
1	昭和四十七年八月二日、三七歳の女性を殺害の上、強姦した。 (殺人、強姦致死)	日本側において逮捕、釈放後米軍側において身柄拘束	無期懲役(昭和四十九年九月二十七日確定) 刑の始期 昭和四十九年一月九日 仮出獄 昭和五十八年四月八日
2	昭和四十七年九月二〇日、三六歳の男性を殺害した。 (殺人)	米軍側において身柄拘束、起訴後日本側において勾留	無罪(心神喪失、昭和四十九年四月二十六日確定)

昭和六十年三月二十日 参議院会議録第八号 質問主意書及び答弁書

番号	事案の概要(罪名)	身柄の拘束状況	裁判結果及び刑の執行状況
3	昭和四十七年二月一日、二二歳の女性を強姦の上、殺害した。 (殺人、強姦致傷等)	米軍側において身柄拘束 起訴後日本側において勾留	無期懲役(昭和四十九年一月一日確定) 刑の始期 昭和四十九年十一月一日 仮出獄 昭和五十八年四月二七日
4	昭和四十九年一〇月二三日、五一歳の女性から現金を窃取し、逮捕を免れるため同人を殺害した。 (強姦殺人)	米軍側において身柄拘束 起訴後日本側において勾留	懲役一五年(昭和五一年三月四日確定) 刑の始期 昭和五一年三月四日 仮出獄 昭和五十八年四月二〇日
5	昭和五十七年三月八日、四八歳の男性を殺害した。 (殺人等)	日本側において逮捕 勾留中起訴	懲役一〇年(昭和五十七年二月二七日確定) 刑の始期 昭和五十七年二月二七日 (受刑中)
6	昭和五十七年七月三十一日、三三歳の女性を強姦しようとして殺害した。 (殺人、強姦致死等)	日本側において逮捕 勾留中起訴	懲役一三年(昭和五十八年二月一日確定) 刑の始期 昭和五十八年二月二日 (受刑中)
7	昭和五十八年二月二三日、強姦を企て四〇歳の男性を殺害した。 (強姦殺人等)	米軍側において身柄拘束 起訴後日本側において勾留	無期懲役(昭和五十八年二月二五日確定) 刑の始期 昭和五十八年二月二五日 (受刑中)
1	昭和五一年一月一日、五一歳の女性を殺害して死体を損壊した。 (殺人等)	米軍側において身柄拘束 起訴後日本側において勾留	懲役一八年(昭和五一年一〇月一六日確定) 刑の始期 昭和五一年一〇月一六日 (受刑中)

タクシー運賃問題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年二月七日

参議院議長 木村 睦男殿 本木平八郎

タクシー運賃問題に関する質問主意書

本年一月三十一日、大阪地方裁判所が行つた

2	昭和五一年五月二二日、五九歳の女性を殺害した。 (殺人)	日本側において逮捕 釈放後米軍側において身柄拘束	懲役八年(昭和五二年三月二四日確定) 刑の始期 昭和五二年三月二四日 仮出獄 昭和五十七年九月八日
3	昭和五二年二月一日、四六歳の女性を殺害して死体を損壊した。 (殺人等)	米軍側において身柄拘束	懲役七年(昭和五十七年四月二二日確定) 刑の始期 昭和五十七年四月二二日 (受刑中)
4	昭和五四年二月七日、五八歳の男性を階段から転落させて死亡させた。 (傷害致死)	日本側において逮捕 釈放後米軍側において身柄拘束	懲役二年執行猶予二年(昭和五五年三月二七日確定)
5	昭和五四年九月四日、三六歳の男性を包丁で突き刺して死亡させた。 (傷害致死)	日本側において逮捕 釈放後米軍側において身柄拘束の上、起訴後日本側において勾留	無罪(正当防衛、昭和五六年一月二八日確定)
6	昭和五九年三月三〇日、六一歳の女性を殺害した。 (殺人等)	米軍側において身柄拘束 起訴後日本側において勾留	懲役九年(昭和五九年九月二六日確定) 刑の始期 昭和五九年九月二六日 (受刑中)

京都市MKタクシーに係る運賃値下げ申請却下処分取消しを命じる判決は、安全が確保されていれば、より安い運賃を求めたいとする利用者の希望に沿つた極めて適切な司法判断である。運輸省が、MKタクシーの運賃値下げ申請を却下する根拠とした、昭和三十年七月のタクシー運賃についての同一地域同一運賃制に関する自動車局長通達、裁判所の指摘どおり道路運送法を逸脱したものである。

運輸省は、直ちに同通達を全面的に見直すべきではないか。

二 今回大阪地方裁判所の判決は、利用者の要請に適合した適切な司法判断であり、運輸省の指摘するような混乱は発生しないと考えられるので、本件訴訟の控訴を取りやめ、早急に値下げ申請を受理すべきではないか。

三 私、昭和五十九年二月三日の本院決算委員会において、国家権力を背景にした国が民間を相手に裁判をする場合の上訴問題に関して質疑した。

これに対し、法務省の藤井訟務局長は、「国側敗訴の事件がありました場合に、これを控訴あるいは上告するかという検討は、きわめて慎重に行っており、今後も慎重に行つてまいりたい。」と答弁しているが、今回のM区タクシーに係る判決は、私の質疑に対する法務省訟務局長答弁の趣旨にまさに該当するケースと思料する。

本件で、国側(運輸省)が控訴する場合には、第二審で必ず勝訴する見通しをもつた上で行うべきであると思うが、そのように理解していいかどうか伺いたい。

四 公正取引委員会は、この大阪地方裁判所の判決で示されたタクシー運賃の同一地域同一運賃制の行政方針が独占禁止法第八条に違反するおそれがあることについて、早急に実態調査を行い、必要な勧告を行うべきではないのか。

五 タクシー運賃の弾力化等運輸事業の規制緩和は、時代のすう勢である。運輸省は、この際、多様化する利用者のニーズにあわせて、タクシー事業の活性化と競争原理の導入を早急に検討すべきではないか。

右質問する。

昭和六十年二月十五日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員木本平八郎君提出タクシー運賃問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出タクシー運賃問題に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

昭和五十八年六月二日にエムケイ株式会社により提起されたタクシー運賃値下げ申請却下処分取消訴訟については、昭和六十年一月三十一日に大阪地方裁判所において当該却下処分を取り消す旨の判決があつたところであるが、現在、政府は、この判決に対する対応について検討している段階であるので、御質問に対する答弁は差し控えることとしたい。

四について

タクシー運賃の認可に係るいわゆる同一地域同一運賃の原則は、運輸省の行政方針であり、この方針に沿つて行われた運輸大臣の運賃認可の処分は、事業者の事業活動には当たらないので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)の規定を適用することはできない。

したがつて、当該行政方針は、独占禁止法第四十条若しくは第四十六条の実態調査又は第四十八条の勧告の対象となるものではないと考え

五について

政府としては、タクシー事業について、従来から、事業者が公正な競争を確保しつつ、利用者のニーズに的確に対応して、安全で良質なサービスを安定的に提供していくよう事業者等の指導に努めてきているところであり、今後とも、利用者のニーズの多様化・高度化に対応して適切な措置を講じてまいりたい。

地方自治体の監査委員制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年二月十五日

木本平八郎

参議院議長 木村 睦男殿

地方自治体の監査委員制度に関する質問主意書

一 昭和五十九年二月十四日、杉並区納税者監視協会のメンバーから、当時の田川自治大臣に対して、監査委員の公選制等についての陳情書が提出された。これに対して、自治省の行政課長から説明があり、その内容は、自治省としても監査委員制度の改正の必要性を十分認めている、というものであつた。

以後一年を経過しているが、自治省として具体的になんらかのアクションをおこしたのか。
二 地方自治法第一九六条によると、監査委員は、普通地方公共団体の長が、専門の知識又は経験を有する者及び議員のうちから選任すると

定めている。これによれば、監査を受ける側が監査をする側を選ぶことになり、極めて不合理なシステムと思われるが、いかがなものか。

また、このことが住民から行政サイド寄りの監査委員とみられる懸念はないのか。

三 監査委員についての諸問題の根源は、すべて首長の任免権にあると思われる。昭和五十五年十二月、第十八次地方制度調査会が、地方自治体の監査制度改善の答申を出し、自治省もこれを受けたが、一向に実効があがつていない。

この際、監査委員の選出に準公選制を導入することを考えるべきではないだろうか。しかも、委員にはできるだけ議員や行政OBを避け、純民間人を多く登用する方向で検討することを切に望むが、政府の見解はいかがなものか。

四 現行では監査委員は、地方公務員特別職であるが、常勤の監査委員は名譽職の色彩が強く、月額四十万円を超える高給を取りながら積極的に活動しているように思えない。

昭和五十八年十月七日付サンケイ新聞によると、過去三年間で監査請求を受けて是正勧告がなされたのは、わずか九・五パーセントである。

また、非常勤の監査委員については、ほとんど活動をしないにもかかわらず、月額二十万円近くの手当が支払われている。

まず、非常勤の監査委員だけでも、純民間人を登用しボランティアとすれば、地方行革にも一役買うことになり、監査委員制度そのものの活性化すると思われるが、政府の見解はいかがなものか。

五 欧米諸国の地方自治体では、内部監査機関以外に、外部監査機関が設けられているところも多い。

我が国の場合もこれにならない、例えば、都道府県単位や関東・関西などの地方ブロック単位で外部監査機関を設け、自治省OBや弁護士、会計士などを委員とする二重監査制度構想は、検討に値すると思われるが、政府の見解はどうか。

なお、この構想は住民に居住区の監査委員で不満が生じた場合、この機関を利用でき、また監査請求がなくても、常時監査活動をする、というシステムにすれば、従来の制度とちがつて行政側に密着した監査活動との批判もあたらなくなると思われるが、政府の考えを伺いたい。右質問する。

昭和六十年二月二十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員木本平八郎君提出地方自治体の監査委員制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出地方自治体の

監査委員制度に関する質問に対する答弁書

一について

監査委員制度の整備等を内容とする地方自治法の一部改正法案については、関係省庁との間の調整が整わず国会に提出されるに至っていないが、自治省としては、第十八次地方制度調査会の答申(以下「答申」という。)の趣旨の実現に

ついて更に努力を重ねてまいりたい。

二について

監査委員の職務の専門性及び独立性の確保については、知識経験を有する者のうちから選任される監査委員を複数置く場合にはそのうち一名以上はその就任前の一定期間当該団体の職員でなかつた者でなければならぬものとする。監査委員の身分取扱いに係る規定を整備すること等、答申に示された改善事項の実現に努力してまいりたい。

三及び四について

現行の監査委員制度の下においては、いわゆる準公選制を導入することは問題があると思われる。

監査委員の選任に関しては、各地方公共団体において地域の実情に配慮しながら答申の趣旨を踏まえた運用がなされることが望ましいと考える。

五について

差し当たり答申の趣旨に沿った監査委員制度の改善の実現を期すべきであると考え、外部監査制度については、地方自治の本旨との関係に配慮しつつ今後検討してまいりたい。

石油製品の通関手続等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年三月一日

木本平八郎

参議院議長 木村 睦男殿

昭和六十年三月二十日 参議院会議録第八号 質問主意書及び答弁書

石油製品の通関手続等に関する質問主意書

一 昭和五十九年十二月二十七日、石油輸入業の届出を受理されたライオンズ石油(以下「業者」という)が、シンガポールから輸入し、通関手続をとるため、神戸港から市川及び堺の保税倉庫に陸揚げされたガソリン約三千キロリットルが、通産省の斡旋で石油連盟の会長会社である日本石油が窓口となつて、日本鉱業に転売されることになったと伝えられるが、事実か。

二 前記一の品物の通関日時はいつか。

三 (1) 前記一の品物は、ST RON MOTOR GASOLINE として、インボイスや原産地証明書も発行されていたものであるが、わが国にはどのような名称・品目で、通関手続がとられたのか。

また、関税番号は、何番でなされたのか。統計細分を含めてたずねる。

(2) また、その品物の輸入にあつたのは、関税暫定措置にもとづく、関税の減税・還付の手続は行われたのか。

四 前記一の品物の移送に関して、保税運送の許可は、とられたのか。

五 ST RON MOTOR GASOLINE とのインボイスや原産地証明書のある品物を石油化学製品の製造に使用するものとして輸入することは、通関手続上及び関税法上、なんら問題はないのか。

六 (1) 自動車燃料用のものとして、ガソリンが輸入されるとして、その関税は、一キロリットル当たりいくらか。

(2) 用途別に、ガソリン・ナフサ・フェル等、各石油製品の輸入関税率及びその他の

諸税はいくらであるか。

(3) 前記一の品物がガソリンとして取り扱われた場合の関税を含む諸税総額と、同上の品物が石化原料として取り扱われた場合の諸税総額が、各々いくらであるのか、明らかにされたい。

七 (1) ST RON MOTOR GASOLINE との

インボイスや原産地証明書のある品物を石油化学製品の製造に使用するものなどの品目での通関を認めると、国内の流通段階で自動車燃料用ガソリンとして売られるおそれはないのか。

また、こういう転用を防ぐ十分な手だてを通産省はもっているのか。

(2) 事後に、自動車燃料用に相当する関税を支払えば、国内の流通段階での「石油化学製品の製造に使用するもの」から「自動車の燃料用のもの」への転用は可能なのか。右質問する。

昭和六十年三月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員木本平八郎君提出石油製品の通関手続等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出石油製品の通関手続等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の業者からのあつせんの要請を受けて通商産業省から日本石油株式会社に対し、貨物

の買取りに関するあつせんを行つたことは事実である。

なお、日本石油株式会社は、当該貨物を日本鉱業株式会社に売却したものと承知している。

二について

昭和六十年一月三十日である。

三について

(1) REFORMATE (97 RON MOTOR GASOLINE) という品名で通関手続がとられている。

関税定率法別表(関税率表)の適用上の所屬は第二七・〇七号の二の(一)、統計細分は第二七・〇七号の二一〇である。

(2) 御指摘の品物については、関税暫定措置法の関税の減免及び還付の規定は適用されない。

四について

保税運送の承認は行われている。

五について

当該貨物が石油化学製品の製造に使用するのであることが明確であれば、通関手続上も関税法上も何ら問題はない。

六について

(1) 一キロリットル当たり二千五百円である。

(2) ア 石油製品のうち、主要なものの一キロリットル当たりの関税率は次のとおりである。

- ア 自動車用ガソリン 二千五百円
- Ｂ 航空機用ガソリン 三千三十三円
- Ｃ 石油化学製品、アンモニア又はガスの製造に使用するもの 百二十五円

Ｄ 燃料用のもの 千七十五円

Ｅ その他のもの 二千五百円

(イ) 灯油 千十円

(ロ) 軽油 千八百九十円

(ハ) 重油及び粗油のうち

Ａ 製油用のもの 六百四十円

Ｂ その他のもの

(A) 温度十五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

ア 関税割当数量以内のもの

(a) 農林漁業用のもの 無税

(b) その他のもの 千六百四十円

ｂ その他のもの 三千九百三十円

(B) 温度十五度における比重が〇・九〇三七を超え、〇・九二七三以下のもの

ア 関税割当数量以内のもの

ｂ その他のもの 千二百六十円

(C) 温度十五度における比重が〇・九二七三を超えるもの

ア 関税割当数量以内のもの

ｂ その他のもの 三千九百三十円

イ 輸入石油製品を保税地域から引き取る際には、アの関税のほか、次の内国消費税が課される。

(ロ) 関税率表第二七・一〇号に掲げるガソリンやナフサ等の石油製品について

イ 輸入石油製品を保税地域から引き取る際には、アの関税のほか、次の内国消費税が課される。

(ロ) 関税率表第二七・一〇号に掲げるガソリンやナフサ等の石油製品について

イ 輸入石油製品を保税地域から引き取る際には、アの関税のほか、次の内国消費税が課される。

(ロ) 関税率表第二七・一〇号に掲げるガソリンやナフサ等の石油製品について

イ 輸入石油製品を保税地域から引き取る際には、アの関税のほか、次の内国消費税が課される。

(ロ) 関税率表第二七・一〇号に掲げるガソリンやナフサ等の石油製品について

イ 輸入石油製品を保税地域から引き取る際には、アの関税のほか、次の内国消費税が課される。

(ロ) 関税率表第二七・一〇号に掲げるガソリンやナフサ等の石油製品について

イ 輸入石油製品を保税地域から引き取る際には、アの関税のほか、次の内国消費税が課される。

は、引取価格に油種に応じ所要の調整を加えた額に石油税四・七パーセントが課される。

なお、アの(ロ)のCの揮発油(ガスの製造用を除く)及びアの(ロ)のBの(A)のaの(ロ)の重油及び粗油については免税となる。

(イ) そのほか、揮発油(揮発油税の課税の対象となる炭化水素油をいう。以下同じ)には揮発油税(一キロリットル当たり四万五千六百円)及び地方道路税(一キロリットル当たり八千二百円)が課される。

なお、揮発油のうち、航空機燃料用やゴムの溶剤用等については免税措置が講じられている。

(3) 関税率表第二七・〇七号の二の(一)(実行税率三・七パーセント、特惠税率無税)に分類されるものについては、シンガポールから輸入された場合には関税は無税である。

なお、それが揮発油税の課税の対象となる炭化水素油であれば、揮発油税及び地方道路税については、前記六の(2)のイの(ロ)によることとなるが、これを石油化学製品の製造用として保税地域から引き取る場合には、揮発油税法第十四条の二の適用を受けて未納税引取を行い、これが当該用途に消費されたときには、揮発油税及び地方道路税の免除を受けることができる。

七について

(1) 御指摘の品物は、石油化学原料として使用されたものであつて、自動車用燃料として用いられるおそれはない。

(2) 御指摘の品物については、自動車燃料用、石油化学製品の製造用のいずれにあつても関税率法上の取扱いは同一であり、御指摘の転用につき関税率法上の手続は不要である。

石油製品の輸入問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年三月一日

参議院議長 木村 睦男殿

木本平八郎

石油製品の輸入問題に関する質問主意書

「昭和五十九年一六三年度石油供給計画において昭和六十年年度以降重油の輸入数量の拡大を計画しているところであるが、同計画においては、ガソリン輸入については、見込んでいない(内閣参画一〇二第三号)ということであるが、石油供給計画にガソリン輸入が見込まれていなければ、ガソリン輸入が自由であるにもかかわらず、通産省は、一切のガソリン輸入を認めないという姿勢なのか。

二 通産省がガソリン輸入を認めるためには、昭和五十九年一六三年度石油供給計画の変更が必要であるのか。

三 ナフサが、わが国に本格的に輸入されるようになった時期はいつか。

その際、当該年度の石油供給計画は、事前ないし事後に変更されたのか。

四 ガソリン輸入が法的に自由であり、その意味で経済活動の自由が保障されているが、それをあえて否定し、ガソリンを輸入させない根拠に

使われる「石油供給計画」とは、どういう性格のものか。

五 (1) ガソリン輸入を認めると、民生用の灯油価格に影響するとの意見があり、これに対して、灯油についても低廉な価格での輸入が可能であるとの反論があるが、この点について、通産省はどのような認識をもっているか。

(2) また、通産省には、ガソリン輸入に関して、各種石油製品の価格が変動するということを試算したものはあるか。

(3) 仮に、ガソリン輸入が民生用灯油価格に影響があるとの意見を入れたとしても、灯油価格に影響のない春先から夏場にかけては、ガソリン輸入を認めていいのではないか。

六 恒常的な対日貿易不均衡に対する国際的批判が高まっております、わが国の非関税障壁に対する改善が求められている。

そういう中で、経済界の中にも、「石油の輸入事業に関わる届け出制度を許可的に運用すべきでない。諸外国の誤解を避けるためにも、法治国家として、届け出制度はあくまで届け出制度として運用すべきである」との意見があるが、この点について、政府の見解はどうか。

また、国内的にも、ガソリン輸入に対する表面措置(輸入自由)と実態(事実上の輸入禁止)が異なることは、国民に政治不信をもたらすことになると思うが、重ねて見解を伺いたい。

七 ガソリンを輸入貿易管理令による輸入割当品目に指定することにより、法的にもガソリンの輸入を阻止する方針が通産省・資源エネルギー

庁にある(昭和六十年一月八日付「サンケイ新聞」)と報道されるが、自由貿易体制維持の観点から、また、対日貿易不均衡に対する国際的批判、とりわけ東南アジア諸国の不満を考えると、この問題に対し、関税と貿易に関する一般協定(ガット)との関係をふまえて、政府全体としては、どのように考えるか。

八 (1) 通産省は、行政指導により、事実上禁止しているガソリン輸入を年内にも解禁する方針を固め、石油審議会にガソリン輸入を認める場合の条件などについて諮問することになった(昭和六十年一月二十三日付「日本経済新聞」)と報道されるが、このような方針変更があつたのか。

(2) その際、ガソリンを輸入貿易管理令による輸入割当品目に指定し、通商産業大臣の輸入承認が必要とする考えか。

(3) また、石油製品の輸入業者について、一定の資格要件を認めるなどの条件付解禁とも伝えられるが、資格要件として考えられる項目は、具体的にどのようなものか。

(4) ガソリンの輸入に対し、もし輸入を認めるとしたら石油の元売り業者にのみ輸入割当てを認めよという声を聞くが、ガソリン輸入を認めるに際し、大手業界過保護の石油行政を改め、国内の販売業者又は販売業者の組合に輸入をゆだねる等、公平に対処すべきであると考えられるか。

また、その際、ガソリン輸入の問題に対し、パイオニア的役割をした自主輸入のグループにこそ、まず輸入実績をつけるべきであると考えられるか。

右質問する。

昭和六十年三月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 陸男殿

参議院議員木本平八郎君提出石油製品の輸入問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出石油製品の輸入問題に関する質問に対する答弁書

一について

現在の情勢下において、ガソリンの輸入が行われた場合には、灯油等揮発油以外の油種の価格の高騰等連産品たる各種石油製品の供給上様々な問題を招き、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図るべく策定された石油供給計画の実施に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる。

このため、通商産業省としては、ガソリンの輸入については、極めて慎重に取り扱うことが必要であると考えている。

二について

通商産業省としては、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図るため、毎年度、石油供給計画の策定を行っているところであるが、石油の需給事情その他の経済事情の変動によりガソリンの輸入が必要と認められる場合には、その輸入数量等を石油供給計画に定めることとなる。

三について

石油化学原料用ナフサの輸入は、昭和三十九年度から行われており、当該年度において石油

供給計画の変更が行われている。

四について

石油供給計画は、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図るため、通商産業大臣が、石油業法(昭和二十七年法律第二百二十八号)第三条に基づき、毎年度、石油製品の生産数量等の石油の供給に関する重要事項を定めるものである。

五について

(1) 現在の我が国の石油製品価格体系の下では、ガソリンによつて全体コストの多くを回収しており、こうした中でガソリンの輸入が行われたとした場合、ガソリンが負担していたコストを灯油等他の油種によつて回収せざるを得なくなると考えている。

なお、灯油については、我が国の需要条件に適合したものを輸入することは困難である。

(2) 公式な試算はない。

(3) 各年度上期においては、冬場の需要に備えた灯油の在庫の積み増しが行われるが、ガソリンによつて回収していたコストの一部を灯油が負担することとなる場合には、灯油の価格に影響が及ぶことには変わりはない。

六について

ガソリンの輸入については、現在、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)による規制は行われていない。他方、石油業法においては、通商産業大臣が石油輸入計画の変更を勧告することができる旨規定されており、通商産業省としては、同法の規定に基づく措置をとつたものである。

昭和六十年三月二十日 参議院会議録第八号

七について

政府としては、石油の安定供給の確保、自由貿易体制の維持を図ることが重要であり、関税及び貿易に関する一般協定等国際法上の義務については誠実に遵守することが必要であると考

八について

石油製品輸入については、昭和五十九年六月四日の石油審議会石油部会小委員会報告においても示されているとおり、今後とも消費地精製方式を基本としつつも、中長期的には、必要な条件の整備を図りつつ、漸進的に国際化の方向を

目指していくことが必要である。
このため、昭和六十年二月十二日の参議院予算委員会において明らかにしたとおり、早ければ年度内にも石油審議会石油部会に小委員会を設け、所要の検討を開始する予定であり、御指摘の方針変更の事実はない。

二月二十一日議長において、左のとおり議席を指定した。

一六二 添田増太郎君

第六号中正誤

ページ 段 行 誤

正

一六 三 終わり
二 サビース

サビース

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五三 四二(大代)

一定価一部
〇円部